

予算特別委員会会議録（２）（令和６年３定）			
日 時	令和６年 ９月１２日（木）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時４８分
場 所	第２委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、横尾副委員長、白川・酒井・白濱・中鉢・佐藤・ 下兼・面野各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・ 港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 <			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した前田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、横尾委員が選出されておりますことを、御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井委員に、松岩委員が中鉢委員に、高橋委員が面野委員に、小池委員が白濱委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時12分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、みらい、公明党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

○下兼委員

◎市長の政治姿勢について

まず、市長の政治姿勢について。

先日の代表質問でもお聞きしましたが、その中でまた何点かお尋ねいたします。

2年前に市長は、三つの柱とそれぞれの具体的な施策を挙げられ、代表質問では、その進捗状況をお聞きしました。

まず、「安全安心なまちづくり」では、令和5年1月に小樽市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、医療的ケア児に対する保育所、小学校への看護師の派遣開始、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい社会の実現のため、パートナーシップ宣誓制度を導入したとの御答弁をいただきました。

次に、「活力あるまちづくり」では、町内会活動の支援としてデジタル化の推進や防災活動に対する支援を強化することと御答弁をいただきました。

それでは、小樽市内の町内会活動のデジタル化ですが、今はどの程度進んでいるのでしょうか。そして、現在、運用している町内会があれば、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

町内会活動のデジタル化に向けた取組にも様々ございまして、全体的にどの程度進んでいるのかということは明確に把握してございませんが、ふだん、総連合町会等と情報交換している範囲では、市内147町内会のうち、一部、10町内会程度がデジタル化を進めているものと思われます。

現在、運用している町内会の例といたしましては、町内会のLINEオープンチャットを使って町内会の会員に登録してもらい、回覧板で回したお知らせを掲載したり、町内会のイベント案内などを載せて会員に周知している取組、いわゆる電子回覧版ということが言えるかと思いますが、こういった取組として望洋台町会や真栄町会という例がございました。ただ、これは登録自体がまだ1割程度でございますので、紙の回覧板の継続というのは今後必要ですけれども、段階的に始まっているものとしてございます。

それから、町内会ごとでホームページを持っているというところは、ほとんどないのですが、桂岡町内会では独自のホームページを運用して情報発信しているという例がございます。

さらに、望洋台町会での取組ですけれども、町内会館にWi-Fiを設置いたしまして、そこに大型ディスプレイも設置して、ユーチューブで健康体操などの動画を見ながら、集まった人たちで運動するといった活用をしている例もあります。

○下兼委員

やはり、少しずつですけれども、デジタル化が進んでいるのかと感じたところであります。

それでは、デジタル化によって町内会活動に変化はあるのでしょうか。そして、本市としては、こういった効果が期待されるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化がもたらす効果といたしましては、町内会からの情報発信に関する活動が特にかと思いますが、そういった部分の活動での役員の負担軽減というのがまず大きいかと考えております。この際は、スマートフォンを町内会の皆さんが日常的に使えるようになっていくことというのが必要と考えてございまして、令和6年度からは総連合町会が行う町内会単位でのスマホ教室に対しての支援というのを行っております。ただ、始まって間もないということもございまして、まだ目に見えるほどの変化がすぐにあるということではございませんが、徐々にデジタル化が進んでいくための対策ということで、今後も継続が必要と考えております。

また、効果という点につきましては、負担軽減という別の効果としてスマートフォンを活用した会員同士の情報交換が進めば、情報共有の迅速化もさることながら、町内会間のコミュニケーションやネットワークの広がり、あるいは他の町内会との連携活動にも効果があるのではないかと考えております。

○下兼委員

いろいろなことがこれから行われていくことを期待しております。

それでは、三つ目の「将来を見据えたまちづくり」では、住民票のコンビニ交付の開始、キャッシュレス決済、市立保育所のICT化の実施とお答えいただきました。令和5年3月から開始された住民票などのコンビニ交付ですが、マルチコピー機が設置された全国のコンビニで交付ができるということです。

開始から1年半が経過しましたが、利用件数は何件あったのでしょうか。本庁舎とサービスセンターでの利用と比べて、およそ何割ですか、お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

利用件数の総数につきましては、本年8月末時点で住民票の写しが7,929件、印鑑登録証明書が5,316件、合計1万3,245件です。

本庁舎とサービスセンターの利用を比べた割合は、公用請求などの無料分を除いた件数で比較しますと、住民票の写しがおよそ12.4%、1割2分4厘。印鑑登録証明書がおよそ14.9%、1割4分9厘。住民票の写し、印鑑登録証明書を合わせますと、およそ13.3%、1割3分3厘になります。

○下兼委員

やはり、仕事の都合で本庁舎やサービスセンターに来られない方にとっては、本当に助かるサービスだと思っております。

次に、市立保育所のＩＣＴ化の実施とありますが、ＩＣＴ化の主な内容をお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

市立保育所のＩＣＴ化の主な内容につきましては、令和５年度から導入いたしましたＩＣＴシステムによって園児の登降園の管理とか保護者との連絡や情報の一斉送信、あと保育に関する計画や記録の作成管理などを行っております。

○下兼委員

保育士の方々も本当にお仕事の量が増えて大変だと思うのですけれども、こうやって管理していただけると少しは軽減になるのではないかと感じております。

◎災害時における男女共同参画について

それでは、災害時における男女共同参画についてお伺いいたします。

避難所での女性の環境についての中で、小樽市は、避難所での女性のリーダーの必要性、育成についての質問で、御答弁は、女性の参画は必要だとお答えいただきました。そして、女性職員に限らないが避難所開設運営に係る職員研修を令和４年度から行っているという御答弁もいただきました。

それでは、研修ですが、令和５年度は行われたのでしょうか。そして、女性職員は参加をされましたか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和４年度に開始いたしました職員研修（防災研修）避難所開設運営であります。令和５年度におきましても、11月21日から22日の２日間実施し、女性職員に関しましては、令和４年度に７名、令和５年度には10名が参加しております。

○下兼委員

少しずつ増えていっております。

◎地域共生社会について

それでは、地域共生社会についてもお伺いいたします。

第１期小樽市地域福祉計画の中の「施策６ 困りごとを抱えた方への支援」として、有償ボランティアによる生活支援サービスの実施で、ボランティアが提供できる活動内容と利用者が必要とする支援内容に隔たりがあり、うまくマッチングができなかったとの御答弁をいただきました。

利用者が必要とする主な支援内容、そして、ボランティアが提供できる主な活動内容も併せてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

利用者が必要としていた主な支援内容としましては、自宅室内の掃除、見守り、草むしり、草刈りなどになっていました。また、ボランティアが提供できるとしていた主な活動内容は、これらの活動のほか、話し相手、買物、外出同行などがあります。

例えば、草刈りをできるボランティアが限られていまして、特定のボランティアたちに活動が集中したこと、また、話し相手、買物ならできるということで登録していただいたボランティアたちがいたのですが、その部分は今回のニーズが少なく、なかなか活動の機会がなかったということで、ボランティア33名のうち、実際に活動できたのが16名で、活動に結びつかなかったボランティアたちがそういうふうにいっちゃったということで、マッチングがうまくできなかったという答弁をさせていただいたところでございます。

○下兼委員

せっかくボランティアたちが支援したいと思っても、なかなか難しいことが分かりました。ですが、ボランティアの方々にたくさん来ていただくと、そこから広がるのではないかと思いますので、これからも頑張りたいと思います。

次に、「施策8 漏れのない相談支援体制づくり」として、市内の障害者支援事業所が役割を分担し、障害者の生活を地域全体で支える体制づくりでは、本市が地域生活支援拠点のコーディネート役となり、小樽市障がい児・者支援協議会において居住支援、相談支援、緊急時の受入れなど六つの機能について障害福祉サービス事業所の役割を整理することで、障害のある方やその家族の生活を連携して支える体制を整備しましたとの御答弁をいただきました。

居住支援、相談支援、緊急時の受入れなど六つの機能について支える体制を整備したとありますが、その六つの機能の支援内容をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

地域生活支援拠点の六つの機能ということになりますが、共通していることとしまして、障害者の重度化、高齢化や親亡き後、事故等で家族がいなくなった場合に、家族などの支援が見込めないもしもの場合に備えての体制整備ということになります。国の方針に基づいて、北海道で六つの機能に分類したものでございます。

一つ目の居住支援は、グループホーム等の場の提供を行う機能。二つ目の相談支援は、緊急時に相談を行う機能。三つ目は緊急時の受入れは、緊急時の短期入所や医療機関への連絡を行う機能。四つ目の体験の機会、場の提供につきましては、医療機関からの退院や施設からの退所に当たって、障害福祉サービスの利用や独り暮らしの体験の機会や場を提供する機能。五つ目の専門的人材の確保・養成は、医療的ケアが必要な障害者に対し、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。六つ目の地域の体制づくりにつきましては、市内の相談支援事業所や地域の社会支援の連携体制の構築を行う機能でございます。

以上、六つの機能につきまして、市内の23の事業所が役割分担しまして情報共有し、もしもの場合に対応できるよう体制づくりに努めているものでございます。

○下兼委員

しっかりとした支援をしていただけるようお願いいたします。

次に、第2期小樽市地域福祉計画の中の「施策1 多様な主体のつながりづくり」では、子ども食堂や地域食堂など支援の輪が広がっていると質問をさせていただきました。

市内で、子ども食堂などを運営する団体と小樽市社会福祉協議会が小地域ネットワーク活動助成事業で助成している団体が28か所あり、地域の居場所を広げていくためには町内会や地域で活動する団体がお互いに連携して取組を広げていくことが重要、さらに、本市としては新たに開設を考えている団体や継続して活動団体を支援するための成功事例の情報提供などを行っていきますとの御答弁をいただきました。

今までは情報発信はしていなかったのでしょうか。どのような情報提供などをお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

子ども食堂に関連しましての情報発信なのですが、まず、子ども食堂の利用者に向けた情報発信としましては、基本的に子ども食堂を運営する団体が利用される層を想定しておりますので、そういった層に伝わるように個別に発信しているところなのですが、広く募集を検討している場合などにつきましては、市の窓口チラシを置くことでとか福祉総合相談室が開設しているSNSなどを利用して情報発信の御協力をさせていただいております。

続きまして、運営者に対しまして市からの情報発信、情報提供なのですが、これもこれまで運営に関するノウハウですといった様々な情報とか企業から提供いただきました食料品等の提供について、おたる市民カフェネットワークなどを通じて情報提供を行っているところです。

また、新たに開設を考えている方への情報提供につきましては、本会議でも御答弁させていただいておりますが、基本的に子ども食堂を開設する際には届出等が必要ありませんが、運営の主体や場所、それから利用対象者と考

ている層の設定によっては飲食店としての届出が必要な場合などもございますので、事前に開設に関する御相談をいただいた際には、そういった情報をお伝えしております。

また、既に運営している団体から運営に関するノウハウ等を直接伺うことで有益な情報を得られることから、先行して実施しております団体への情報提供、それから、その団体とのつなぎなども行っているところです。

○下兼委員

横のつながりというのが大変重要だと思います。

それでは、行政が取り組むこととして、イベントなど世代間の交流の場となるような工夫を行いますとしています。どのようなイベントをお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

世代間交流の場となるようなイベントにつきましては、地域で子ども食堂などを運営されている団体と市とで意見交換を行いながら、利用対象となる年代を拡大していくことや継続してイベントの場を確保していけるように支障になるような課題を把握、共有しながら、子ども食堂等の活動の対象者の年代を広げて、他年代交流の場となるような催しを開催していくことを考えております。

○下兼委員

いろいろな世代の方々が交流できる場があるといいのではないかと思います。

最後に、具体的な取組では、世代間交流の充実が重点となっております。本市が先頭に立って頑張っていただきたいと思います。

○面野委員

◎小樽港内の道路行政について

最初に、小樽港内の道路管理について伺います。

今年は第3号ふ頭でクルーズ船ターミナルが本格稼働し、また、小樽国際インフォメーションセンターの開業があり、第3号ふ頭のにぎわいが増えているのだと私も感じております。

当該地区に執務室を構える港湾室の肌感覚として、昨年以前と比べて第3号ふ頭への人の流れだったり、にぎわいというものはどのように感じていますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

数字的な根拠はありませんが、昨年に比べまして第3号ふ頭へのクルーズ船の寄港が増えたことですか小樽国際インフォメーションセンターが開業したこともありまして、市民や観光客など多くの方々が第3号ふ頭やその周辺に訪れていただけていると感じております。

○面野委員

春から多い相談なのですが、市内各所の交差点における横断歩道の白線が消えているから、住民の方だったり地域の方だったりから、どうにか市で対応していただけないかという相談件数が増えています。これらは、相談者の方がおっしゃるとおり、交通整理するために重要な役割を担っておりますので、横断歩道の白線が消えてしまうと道路の安全性や利便性に影響するのだらうと私も捉えております。

国道、道道や市道には、これらの横断歩道のほかに信号機、標識、停止線といったものが整備されておりまして、一般道路に関しては公安委員会が管理されていると認識しているところなのですが、小樽港内の臨港道路についてはどちらが管理されているのでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

臨港地区におけます道路の管理につきましては、基本的には港湾室で所管して管理しておりますが、臨港地区内にあります交通の安全に係る施設につきましては、公安委員会が設置しているものと港湾管理者が設置しているも

のがございます。

例えば、小樽港縦貫線で申し上げますと、公安委員会で信号機とか横断歩道、あと、一部の規制標識などを設置しておりますが、中心線、外側線、案内標識とかは、港湾管理者で設置しているものでございます。

また、埠頭内への臨港道路におきましては、港湾管理者で一時停止の標識とか停止線などの設置を行っている箇所もあるほか、標識についても港湾管理者で設置しているものであることを明記しております。

○面野委員

小樽港縦貫線は、私もいつも通る道なのですけれども、イメージ的には、小樽港内というよりは一般道路という認識なのですが、埠頭内は港湾管理者が管理されているということで、ここからは小樽港縦貫線より海側の、いわゆる埠頭の中、小樽港内について伺っていききたいと思うのです。

小樽港縦貫線より海側の小樽港内で、交通安全に資する整備というのはどのようなものが設置されているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾整備課長

これまで交通安全に資する施設ということで港湾管理者として設置しているものとしては、車道中央線、いわゆるセンターラインとか一時停止の規制標識などを設置しているところでございます。

○面野委員

センターライン、一時停止等の設備は整備がされているということです。

今、御紹介いただいた整備については、基本的には車の交通に関しての整備という印象を持ったのですが、これまで埠頭内で多くの歩行者が立ち入るという前提で進められた整備というのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

これまでの臨港道路におけます歩行者の安全を確保するための施設の整備としては、歩道とか歩道照明、そのほかに道路標識などの設置を行ってきたところでございます。

○面野委員

それでは、ここから本題に入っていきたいと思います。冒頭でお話ししたように、今年からクルーズ船が第3号ふ頭に寄港することになりまして、クルーズ船寄港時には、それを見に来られる市民の方とか観光客、また、自動車が行き交うタイミングというのも現在は増えております。小樽国際インフォメーションセンターも開業して、徒歩で訪れる方も多くいらっしゃるようにお見受けしています。さらに言えば、これから第3号ふ頭の部分には再開発の計画にある観光船ターミナルとか緑地の整備があります。その整備が終われば、さらに市民の皆を含めた人の流れというのが増加するのだろうと、また、市もそれを目指しているはずだと思うのです。

横断歩道についてお伺いしたいのですが、こちらは一般的には公安委員会が所管ということでしたが、小樽港内、今回の質問に関しては、とりわけ第3号ふ頭の中における横断歩道とか信号機を設置する場合はどこが所管になるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

第3号ふ頭周辺の臨港道路へ信号機を設置する場合は、公安委員会で設置することになりますが、横断歩道につきましては、同様に公安委員会が設置する場合のほかに、臨港道路は、道路法上の道路ではなく港湾法上の道路となりますので、臨港道路の管理者である市で設置できる場合もございます。

○面野委員

埠頭内、臨港道路内は公安委員会または港湾室が、条件というか、環境に応じて整備することになっているというお答えだったのですが、現在、クルーズ船ターミナルは手宮側にあります。クルーズ船から降りた方の動線を考えると、まず、駐車場を通過して港湾室の建物の前を通ります。そこを通過して、初めて小樽港縦貫線の交差点で信号機と横断歩道に直面することになると思うのです。

小樽市では、小樽国際インフォメーションセンターへのアクセスについて、クルーズ船のお客様に対して、どのように案内するべきだと考えていますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

クルーズターミナルから小樽国際インフォメーションセンターへの動線を考えますと、委員がおっしゃられますとおり、小樽港縦貫線の交差点の横断歩道を渡っては、遠回りになりますので、その手前の小樽地方合同庁舎前に交差点がございますので、そこで横断する動線が必要と考えてございます。

また、小樽国際インフォメーションセンター側からも、同様の意見、要望が来ているところでございます。

○面野委員

私の意見としては、今お答えいただいたように遠回りになってしまうと。多分、斜め横断されている方も中にはいらっしゃると思うのですが、正式にはそういったルートでアクセスしてくださいという御案内になるのかと思います。

やはり、港湾室の目の前にある交差点に、横断歩道、プラス横断歩道の標識といったものを設置するべきだと考えております。もちろん、これは安全確保の観点からのものでございますけれども、クルーズ船から降りたお客様が小樽国際インフォメーションセンターに立ち寄りやすい動線にするということが、今後、第3号ふ頭のにぎわいづくりといったものにもきつと寄与するということになってきますし、ホスピタリティーの観点でも、そうしたほうがいいと私は感じているのです。

今、私が申し上げた、交差点に横断歩道と標識の設置をもしするという事になれば、どのような手続、それから予算がかかるのか、御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）港湾室主幹

小樽国際インフォメーションセンター前の交差点の部分の横断歩道や標識の設置につきましては、来年の緑地整備に伴い、十字路から丁字路に変わるということで、公安委員会と交差点の改築協議というものをやる必要がございます。

この交差点で、安全な位置で歩行者が横断歩道を渡れるよう、横断歩道を設置できるよう小樽警察署を通し、北海道警察本部や公安委員会の意見を聞きながら検討を進める必要がございます。

また、費用面につきましては、現在のところ、港湾室側から小樽国際インフォメーションセンター側へ横断歩道を設置する場合には、縁石の切下げとか誘導ブロックの設置、そのほかにも電柱の移設も必要になると考えているところでございます。

○面野委員

緑地の工事に関わって、今、十字路になっているところが丁字路になるということ、さらには幾つかの工事が必要なのだということでした。たしか、今年12月ぐらいにもクルーズ船が来るのでしたか、ただ、回数はどんどん減っていくことにはなるのです。

やはり、小樽国際インフォメーションセンターについては、運河プラザから移転、移設したということもあって、そこには、冬もシーズンに関係なく多くの方がいらっしゃると思いますので、できるだけ横断歩道、標識の整備については早くしていただきたいとお願いしたいところなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

ここの交差点部分の港湾室側から小樽国際インフォメーションセンター側への横断歩道の設置につきましては、先ほどもおっしゃいましたが、来年の緑地整備に伴い、交差点形状が変わりますので、そのタイミングで横断歩道を設置できるよう準備を進めているところでございます。

一方、小樽地方合同庁舎横の観光駐車場から小樽国際インフォメーションセンターへの道路横断部分につしまし

ては、路面標示、白線の設置、それと標識の設置だけで済みますので、臨港道路の管理者である港湾室で横断歩道を設置することにつきまして小樽警察署と打合せをさせていただき、設置できる環境が整いましたので、近日中に横断歩道を設置する予定でございます。

○面野委員

確かにそうです。今、私の質問の中では、どちらかというと手宮側から札幌市側に渡る横断歩道のお話をさせていただきましたが、やはり、観光駐車場から小樽国際インフォメーションセンターに渡る道路にも、もちろん横断歩道はこれからも必要になってくると思うので、まずできるところから、安全確保の面、それから、第3号ふ頭に訪れる方へのホスピタリティという観点を踏まえまして、引き続き、横断歩道の設置、交通安全の向上について取組を進めていただきたいと思います。

◎観光に配慮した除排雪について

次に、観光に配慮した除排雪ということで、先日、下兼議員の代表質問でも少し触れられていた点で、私も実際に観光事業者の皆様からもいただいている御意見がありましたので、観光に配慮した除排雪について伺ってきたいと思います。

まず、この観光に配慮した除排雪の令和5年度に位置づけされていたエリアについてお示ください。

○（建設）維持課長

令和5年度における観光に配慮した除排雪のエリアにつきましては、中央通線の国道5号から道道小樽港線までの車道と歩道、浅草線の国道5号から小樽港縦貫線までの車道と歩道、大通線の中央通線から浅草線までの車道、本通線の中央通線から仲一小路第2線までの車道と歩道、本通第2線の仲一小路第2線から入船線までの車道と歩道、於古発川通線の大通線から道道小樽港線までの歩道、入船線の大通線から道道小樽港線までの歩道、住吉線の道道天神南小樽停車場線から道道小樽港線までの車道、東通線の住吉線から入船線までの車道、山の上線の住吉線から入船線までの歩道の10路線と小樽駅前広場の場内の雪山を位置づけしております。

○面野委員

やはりなかなか路線名で聞いてもイメージしづらい部分はあるとは思いますが、小樽市のホームページにもしっかり図面が載せられた位置図が載せられているので、それを私は今見ながらお話ししていきたいと思うのですが、令和5年度の総延長が増えているのですが、その理由と延長が延びた作業内容についてお聞かせください。

○（建設）維持課長

令和5年度に追加した路線と延長につきましては、中央通線の歩道を540メートル、浅草線の車道を60メートルと歩道を230メートル、本通線の歩道を240メートル、本通第2線の歩道を630メートル追加しております、その合計は1,700メートルとなっております。

次に、路線を追加した理由と作業の内容でございますが、中央通線の歩道につきましては、融雪時期の歩車道部の砂混じりの雪山を処理するために歩道部の雪をロータリー除雪車で車道部にかき出すことや植樹升の上の雪山を人力でかき出す作業を行うため、追加しております。

次に、浅草線でございますが、浅草線の国道5号から大通線の区間につきましては、歩道部の機械除雪部におきまして、雪板が厚くなった場合や占用物件のロードヒーティング部に段差が生じる箇所などについて、機械での作業が困難になった場合に、人力で段差を解消する作業を行うため、追加しております。

また、道道小樽港線から小樽港縦貫線の区間につきましては、歩道に堆積した雪を排雪時に機械でかき出せるようにするとともに、段差が生じる箇所などについて人力で段差を解消する作業を行うため、追加しております。

本通線及び本通第2線につきましては、歩道部の開設時に占用物件等の周りの雪が取り切れず、歩道部に段差が生じることから、歩道の雪を人力でかき出す作業を行うために追加しております。

○面野委員

結構人力で作業するという工程が多かったようにお見受けするのですが、いわゆる地域総合除雪とこの観光に配慮した除排雪で、例えば出動基準とか、作業内容に違いがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

観光に配慮した除排雪のエリアにつきましては、地域総合除雪と出動基準や作業内容には基本的に違いはありませんが、観光に配慮した除排雪に位置づけた路線につきましては、出動基準などにとらわれず、現地の状況などに応じて臨機応変に作業を実施することとしております。

○面野委員

地域総合除雪の中にある地域であるのだけでも、そこは観光に配慮した除排雪の地区というのは、さらに臨機応変にプラスアルファして作業するというような感じだと思うのですが、この対象路線の沿線事業者、多くは観光事業者と言われる方が多いとは思いますが、その方々からの反応や意見というものに対してどのように受け止めていらっしゃるのか、また、その反応を受けて本市としてはどのような課題認識をお持ちなのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

対象路線の沿線事業者からの反応や意見ということでございますが、まず、令和5年度におきまして市民の皆さんからは、歩道や横断歩道部が滑るなどの声が寄せられておりました。

また、堺町本通り線の沿線事業者の方からは、空き店舗前に段差が生じることや、つるつる路面となり、けがをする観光客がいるなどの声が寄せられております。

次に、それらの反応を受けた本市の課題と認識ということでございますが、歩道の段差解消や砂の補充などにつきましては人力による対応となりますが、市内一円で管理していることから大雪が降った場合などにつきましては、現状の体制では適切なタイミングでの作業が困難であると考えております。

また、つるつる路面対策につきましても、日々の降雪や踏み固めのほか、大雪や暖気などの気象条件により刻々と状況が変化する中で、臨機応変に対応することは現状の体制では困難であります。今後、改善する必要があると考えております。

○面野委員

私も御意見を伺うと、堺町通りに関しては特に歩道の状況が危険ですということでお話を伺っていて、今、維持課長がおっしゃったように、各店舗ごとによって、例えば、お客商売なのか、駐車場なのか、はたまた倉庫業なのかによって、事業者の方の歩道への除雪対応が結構まちまちで、それによって段差だったり圧雪の具合が変わってくると。段差があると、旅行者の方がスーツケースを押されていたり、ベビーカーを押していたりすると、そこは歩行できないので、結局は車道を歩くようになって、だんだん危険になると。また、段差では、冬道に不慣れな観光客の皆さんは転んでしまったり、放っておくと大きな事故につながるの、もういつ起きてもおかしくないというようなお声はいただいております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎防災について

1 項目めは、防災についてお聞きいたします。

本市では、自主防災組織の活動カバー率が今年5月1日現在、44.2%と増加しております。ただ、各町内会によって、自主防災組織の要件を満たしているところ、満たしていないところの差があるのではないかと思います。

まず、自主防災組織のカバー率の要件についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

消防庁が実施いたします消防防災・震災対策現況調査における自主防災組織活動カバー率の要件につきましては、①自主防災組織の規約を独自に作成しているもの、②町内会や自治会の規約に防災に関する事項の記載があるもの、③防災に関する活動の役割分担が地域住民の合意によって定められているもの（規約と明文化されている必要はない）の三つが示されており、③については、町内会や自治会において防災訓練や啓発活動の実施、発災時の役割分担などが合意されていれば、自主防災組織として報告することと明記されております。

また、町内会や自治会の区域内に町内会等に参加している世帯と加入していない世帯が混在する場合には、両者の合計数を自主防災組織の世帯数として報告するように求められており、その世帯数を本市の全体数で割ったものが自主防災組織活動カバー率として消防庁に報告しております。

○佐藤委員

カバー率が増加した要因についてお聞かせいただきたいのですが、今お聞きしたところによりますと、規約とか防災に関する事項につきましては急に増えるということはあまり考えられないので、やはり自治会かと思うのですが、カバー率が増加したという要件についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

自主防災組織活動カバー率が昨年の25.2%から44.2%に増加した要因につきましては、昨年12月から本年1月にかけて、災害対策室が各町内会等を対象に実施したアンケートにおいて、各町内会等の規約上の組織に防災部等の名称がつく部署や役職の有無を調査したところ、昨年度末時点で自主防災組織とみなしていた13町内会等に加えて、新たに16町内会等が自主防災組織とみなし得ることが確認されました。

この自主防災組織数に基づき、合計29町内会の区域内に居住する2万6,810世帯を小樽市の総世帯数6万588世帯で割ったもの44.2%を令和6年4月1日現在の自主防災組織活動カバー率として北海道に報告し、当カバー率について北海道の了承を受けたものであります。

○佐藤委員

各町内会の意識も向上したのかと思います。

将来的には本市も100%を目指すとして市長から御答弁をいただきました。課題も多々あり、簡単なことではないと考えられます。

例えば、その課題の一つに地域防災活動の担い手の減少というのがあると思います。本市ではどのような対策を考えているのか、お示してください。

○（総務）災害対策室北出主幹

地域防災活動の担い手には防災リーダーなどの育成も必要ですが、一人でも多くの方に防災意識を持ってもらうことが重要であると考えております。平時からの取組として、町内会や団体などに防災講話や防災訓練の支援などを通じ、自主防災組織の役割や必要性、自助・共助の重要性などの周知を図るとともに、町内会などの防災に関わる組織や活動状況を改めて確認してまいりたいと考えております。

また、高齢化などを理由に、防災訓練などを実施できていない町内会などには、町内会の総会などの機会を捉え、防災講話を実施するなど、引き続き市民に防災への関心を持っていただけるような様々な取組を行ってまいりたい

と考えております。

○佐藤委員

やはり、町内会と連携していくというのは、大事なことかと思えます。

町内会との連携なのですけれども、例えばどのように行っているのか。それから、さらに強化していくためにどのように市の職員の方々が町内会の総会に出向いていってくださったりとか、お手伝いをしてくれるのかという周知方法がありますか。ホームページ等になるのかと思うのですけれども、詳しくお聞かせください。

○(総務)災害対策室長

町内会長の集まる会がございますので、そういった機会を捉えて周知してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

あと、活動カバー率の上昇につきましては、防災士の増加、それから活用について、地域の防災士向上が期待できるとのお考えの御答弁もいただいております。

本市では、この防災士を増加させていこうというお考えがあるのでしょうか。また、もしそうだったら、どのような方法で増やしていこうとお考えなのか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

防災士の活用は、地域の防災力の向上が期待されるほか、自主防災組織のカバー率向上にも寄与するものと考えておりますので、高齢化が進んでいる本市においては、町内会などの担い手不足を補うため、防災士を増やす取組は有効な手段の一つと考えておりますので、しっかり検討してまいりたいと考えております。

このため、町内会や団体などに広く防災士制度の周知を図るとともに、防災士による地域への支援などの仕組みづくりや災害協定を結ぶ埼玉県春日部市では、防災士の資格取得に費用助成を行っている事例もあることから、引き続き、他都市の取組について調査・研究してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

この防災士の資格を取るためには、かなり高額のお金がかかるものですから、取りたいと思う方でも、なかなか金銭的に手が出ないという方もいらっしゃる中で、他都市が補助金を出しているというのもよく見かけはするのですけれども、果たしてそれで地域貢献になるかどうかというのも難しい問題もあると思いますので、十分検討して、高齢化が進んでいる小樽市で防災士が活躍できるような、増えるようなお考えというのを今後もお持ちいただき、それを実践していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、小樽市の観光客等の災害時マニュアルについてお聞きいたします。

このマニュアルは、今後、改訂に取り組むということですが、現行はまだ使用中でございますので、この中から令和2年度に策定された事項について、現在はどのような状況になっているのか、数点お聞きしたいと思います。

災害時情報提供拠点が運河プラザということになっております。ここは今年3月末で閉館しております。現在の情報提供拠点がどこにあるのか、お示してください。

また、現在の災害情報提供拠点について、関係機関には周知されているのかも併せてお聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

小樽市観光客等の災害時対応マニュアルにつきましては、見直しは行っておりませんで、現時点で災害時情報提供拠点は、旧小樽倉庫の南側部分となります通称、運河プラザのままとなっております。

運河プラザにつきましては、令和6年第1回定例会におきまして、小樽市観光物産プラザ条例を廃止する条例が可決されておりまして、令和6年4月1日から施行されております。また、令和6年8月1日付で、民間事業者との間で定期建物賃貸借契約も締結しておりまして、災害時情報提供拠点を引き続き運河プラザとすることにつきましては、検討が必要であると認識してございます。

現在の災害時情報提供拠点は、関係機関に周知されているのかということなのですが、今、説明したとおり現時点においてマニュアルの見直しは行っておりませんので、関係機関への周知はしてございませんが、昨年11月に実施しましたマニュアルの見直しに関する調査におきまして、関係機関から運河プラザ移転に伴う災害時情報提供拠点の見直しについては御意見を頂戴しておりましたので、新しい災害時情報提供拠点の選定を含めまして、マニュアルの見直しについて関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

続きまして、「外国人観光客が利用する情報ツールであるスマートフォンやタブレット等が無料で利用できる公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を検討する。」という記載があります。現在はどのような環境になっているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

現在は、小樽国際インフォメーションセンターや浅草橋街園の観光案内所、そのほか小樽港クルーズターミナルに公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiを設置してございます。

また、小樽堺町通り商店街や天狗山山頂の無料Wi-Fiにつきましては、国や小樽市からの補助金を活用して設置してございます。

そのほかには、小樽観光協会で発行しております小樽観光ガイドブックでは、JR小樽駅、JR南小樽駅の無料Wi-Fiにつきましても掲載し、周知しているところでございます。

○佐藤委員

続きまして、外国人の観光客の対応策として、あらかじめ言語別に通訳可能な人材をリストアップしておくと思いますが、宿泊施設、観光施設において充足しているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

言語別に通訳可能な人材のリストアップにつきましては、宿泊施設とか観光施設におきまして外国人材の受入れなどが増えているように見受けられますけれども、リストアップ等の整理まではできておりません。今後、マニュアルを見直す中で、検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

差し支えがなかったら、リストアップできなかった理由をお聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

この小樽市観光客等の災害時対応マニュアルの中では、関係機関のネットワークというものと緊密に連携を取ると、勉強会とか訓練を通じてやるとしてございますが、まず、こういったところがしっかりとできておりませんでした。リストアップの整理の必要性といったところの認識も共有ができていなかったところが主な原因と考えております。

○佐藤委員

では、今後の協議のときに、またそこも併せてお考えいただければと思いますので、お願いします。

「雪への対応を知らない外国人観光客に対して、屋根の下には行かないこと等の基本的な注意事項を整理するとともに、周知する。」とあります。

屋根の下に行かないことのほか、どのような注意喚起をしているのかをお聞かせください。また、その注意はどのように周知しているのかも併せてお聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室松本主幹

小樽市のホームページでは、小樽市の冬の情報とか冬道を安全に歩くポイントといったことを情報発信してございまして、多言語でも対応することが可能となっております。

また、主にアジア向けになりますけれども、ウェブサイトの悠悠北海道で情報発信もしてございます。

具体的な内容につきましては、屋根の上の雪とか氷が落ちるといったことのほか、小樽市の気候について、冬の服装に関してのこと、冬季の間の通行止めに関する情報発信、横断歩道は、例えば細かい白線部分が滑りやすいとか、靴の裏をしっかりと路面につけて歩きましょう、滑り止めのアタッチメントを紹介する、砂箱の砂の散布といったことまで周知はさせていただいてございます。

○佐藤委員

結構、細かいことまで周知してくださっていて、よかったと思います。

ただ、そういう周知をしておりますも、けがなどをして病院での診療を希望するという外国人観光客の方も結構いらっしゃる病院に勤務している友人からも聞くのですが、そういった方に対して病院を案内するときには、どのような対応を取っているのかをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、小樽市におきましては、小樽市保健所で、小樽市内における外国語対応可能な医療機関の一覧を作成しております、市のホームページで掲載して、周知してございます。

また、北海道におきましても、同様に外国語対応の医療機関を北海道のホームページで紹介いただいております。

また、夜間、休日等の急病時の対応につきましても、小樽市ホームページで小樽市夜間急病センターや当番医の確認方法につきまして、多言語で掲載し、周知を図っているところでございます。

また、全国の話になりますが、日本政府観光局、J N T Oで、事故とか新型コロナウイルス感染症の対応なども含むのですが、そういった緊急時において365日24時間、多言語で対応が可能なコールセンターを運営しておりますので、こういったところについても市のホームページで連絡先を周知してございます。

また、観光庁でも外国人観光客が、けがや病気で日本の医療機関を利用する際に役立つガイドブック、あとはチラシといったものを作っております、それをダウンロードすることもできますので、そういった情報を小樽市ホームページで周知しているところでございます。

○佐藤委員

◎地域通貨について

地域通貨についてお聞きいたします。

地域通貨の普及には、整理すべき課題が多いとのことでした。平成24年に行われたT A R C Aの実証実験における課題例を挙げてくださった中の一つに、利用者の十分な理解が必要だとありました。T A R C Aの実証実験を行ったのは平成24年です。当時はスマートフォンやタブレットの普及率も低かったでしょうし、Wi-Fi環境も整ってはおりませんでした。その中での実証実験でしたので、加盟登録店数や利用者を増やしていくことは大変難儀だったことと思います。

現在では、市内でもWi-Fiが使えるお店も多くなってきておりますし、キャッシュレス決済をされている方も多く見受けられるようになりました。地域通貨を普及するに当たって、平成24年当時の運営委員のレポートを参考にすることは大切だと考えます。ですが、そのレポートの内容が、現在の課題と同じ課題になる可能性は少ないと考えるのですが、本市のお考えをお聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

平成24年に行われました地域通貨T A R C Aの実証実験におきまして、当時の運営委員のレポートによりますと、地域通貨の長期的な流通を行うに当たってはセキュリティーの確保や費用対効果、利用者の十分な理解が必要ななどの諸課題が指摘されていることが述べられております。

佐藤委員のおっしゃるとおり、現在では実証実験当時と比べてスマートフォンの普及が進むとともに、スマートフォンを利用したQ R決済などの決済サービスの普及が進むなど状況が変化していることから、Q R決済などの決

済サービスに対する事業者側の理解という面においては、同じ課題となる可能性は低いものと考えます。

○佐藤委員

12年前の状況と今の状況は全く違うために、当時の実証実験を行ったシステムを現在のデジタルツールの普及状況を踏まえた見直しを行うことや実在するアプリをいま一度お調べするなどの考えはあるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）鈴木主幹

代表質問でもお答えさせていただきましたとおり、TARCAの実証実験当時とは状況が変わっておりまして、当時のアプリを使用することが望ましいのか不明であり、また、現在では民間企業等によりまして地域通貨の機能を持ったアプリの開発も進んでおりますことから、他都市での成功事例などを含めて情報収集してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

域内で経済が回ると、市内の商店の経営が安定していくと思います。市内に住む人々の嗜好やニーズの確認が取れるということは、事業者にとって経営における不安要素を少しは払拭できるのではないかと考えます。

地域通貨を発行することで、域内流通が促進されると考えます。そのことについてどのようにお考えなのか、本市の見解をお伺いいたします。

○（産業港湾）鈴木主幹

地域内のみで利用できる通貨が発行されることによりまして、消費者が地域内の店舗やサービスを利用する動機が強化されることや資金が地域内でとどまること、また消費動向に関するデータが集積できるといった効果があるものと考えております。

○佐藤委員

本市でも地域通貨を発行するということで、地域内の流通の促進に関しては前向きにお考えいただけているのかと思うのですが、今すぐとは言わないまでも市のDX化はもとより、市内で御商売なさっている方の経営者を守ったり、また、消費者の利便性の観点からいたしましても、ぜひ先行している他都市の好事例など調査の継続をお願いしたいと思います。

○中鉢委員

◎銭函市民センターについて

銭函市民センターについて質問させていただきたいと思います。

昨年の第4回定例会一般質問におきまして、銭函市民センターについて質問いたしました。実は、銭函市民センターの利用者、そして管理者から窮状を訴えられております。その内容は、体育館の照明が暗くてバドミントンのシャトルが追えない、湿気で体育館の床が滑る、網戸がない状態で外の扉を開けると虫が入ってきて、翌朝、虫拾いに追われる、大雨が降ると雨漏りして漏電を恐れて火災報知機を外すなど利用者の安全を担保できないレベルといってもよい状況にあります。火災報知機は別ですが、それらの対応に迫られるセンターの管理者の方々はどうして改修なので直せないですと利用者に我慢を強いている状態であります。恐らく銭函市民センターに限らず、ほかの老朽化をしている公共施設も同様に対応しているのではないかと思います。

先日、8月30日に行われました市長記者会見で、人口対策上、銭函を重点地区に位置づけると述べられておりました。銭函地区の人口対策の観点から銭函市民センターの位置づけについてどのように考えておられますか。

また、銭函市民センターは令和8年度に改修との答弁が以前にございましたが、それに対して変更がないかをお尋ねいたします。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

銭函地区の人口対策の観点から、銭函市民センターの位置づけということでございます。人口対策は本市の最重

要課題であり、市内の全域で取り組むべきものと考えておりますが、銭函地区につきましては近年、転入が転出を上回る社会増が続く数少ない地区の一つであります。札幌市に隣接し、札幌市域と比べても地価が低廉であり、海や山といった優れた自然環境から人口対策としては重要な地区であると考えております。

市で考えられる銭函地区の人口対策としての方向性は大きく二つ、一つは、市有地などの遊休資産の活用など物件を供給していくという視点、それから二つ目に、地域の魅力向上、北の湘南とおっしゃっている方もおられると伺っております。銭函地区のプロモーション、ブランド価値の創造なども一つ、さらに、拠点施設の整備も地域の魅力向上策の一つであると考えております。こうした視点を持って銭函市民センターを考えましたときに、拠点施設になり得るものであると考えております。

現在、小樽市公共施設長寿化計画では、令和8年度に改修し、消防団15分団の機能、銭函サービスセンターの機能を複合化するとしておりますが、委員が以前にもおっしゃられましたとおり、福祉介護系の機能など要望があるとすれば、そうした機能も包含していくとしたときに果たして現計画の改修でいいのか。

また、建物は昭和50年の建築で、50年近く経過した施設であります。耐震基準も旧耐震の施設を現実的に改修ができるのかなどを考えれば、令和8年度の改修にこだわらず、新たな機能を持たせるなど新築、建て替えも含めて検討していくことが必要ではないかと考えております。

○中鉢委員

具体的な改修の日時が示されないのは大変残念ではございますが、市長を含め市役所の皆様が人口増に対して真剣に取り組み、可能性のある銭函に目をかけていただいているのは大変ありがたい話であると思います。

私も新たな銭函市民センターの在り方について、規模に見合った駐車スペース、屋内で子供が遊べるスペース、地域包括支援センターの機能を持たせて、あらゆる世代が利用できる施設を望む声も訴えてまいりました。人口維持、人口増の可能性を含む地域であります。公共施設ということにおきましては、小樽市の過疎地域になります。ぜひとも今後、地区のシンボリックな施設となるよう、夢のある議論を今後もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、そうは言いましても銭函市民センターの体育館の照明の水銀灯は、もう生産が終わって替えがないという状況もございます。先ほどお話ししました運営上の問題につきましても、具体的な日時が示されないのであれば、照明とか空調の手当につきまして予算措置をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

ただいまの御質問につきまして、現行施設での施設整備のことと承りました。先ほど答弁がございましたとおり、令和8年度の改修にこだわらず、整備自体がもう少し後になるということになれば、当然ながら現行施設の継続利用ということになっていきますが、そうした場合も、やはり、建物が50年経過しまして老朽化もしているところでもございますし、委員の御指摘もございまして、利用者の皆様に支障を来している箇所というのも当然、増えてきていることと認識してございます。そういったものを確認しながら、現行施設への整備という意味でも緊急性のあるものは、予算措置も含めて対応していかなければならないと考えております。

○中鉢委員

少しでも早期に銭函市民センターの話が進みますよう、お願い申し上げます。

◎指定管理者制度について

続きまして、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

先ほど触れました銭函市民センターは、指定管理者制度で運営がなされております。

市内の公共施設にて、銭函市民センターと同様に指定管理者制度で運営がなされている施設の数をお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

市内の公共施設において指定管理者制度を導入している施設の数につきましては、本年4月1日現在で銭函市民センターを含んだ全22施設となっております。

○中鉢委員

指定管理者制度は、その施設により契約の年数も違うのかと思いますが、さきの銭函市民センターは令和3年度から令和7年度までの5年間の契約であるようであります。この数年、暖房に使われている灯油は高止まり、北海道経済産業局の石油製品の価格からの情報の数字なのですが、令和3年度の契約前後の価格を拾うと、灯油リッター96.7円でありました。現在は119.5円、途中では124円という数字も拾うことができました。

そして、電気も皆様が御存じのように当時と比べまして23%以上の値上がりが行われておりますし、人件費も最低賃金が令和2年8月時点では889円であったものが現在960円、また、今年10月1日からは1,010円になります。1,010円と計算しますと、契約当時から12%上がっているわけです。

そこで、銭函市民センターに限らず、市内の指定管理者との契約は光熱費、人件費を毎年、加味された契約になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度導入施設全般についてお答えさせていただきます。通常、管理費用につきましては、指定管理者が過去の実績の平均値や人件費の増加分などから必要経費を算出しているものと思われます。

また、各協定の中では、指定期間中に賃金水準、物価水準等の変動により、管理費用の上限額が著しく不適当となったと認めるときは相手方に通知して上限額の変更を申し出ることができる。また、申出があった場合には双方協議の上、必要に応じて上限額を変更するものとする規定がございますので、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

銭函市民センターに限りましては、毎年、同じ金額で運営がなされているということで、かなり懐事情が厳しいようでしたので、よろしくお願いいたします。

また、銭函市民センターは銭函の連合町内会が運営しておりまして企業の運営と違いまして、財政力もなかなか乏しい状況でございますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽市新総合体育館整備事業の入札の在り方について

続きまして、小樽市新総合体育館整備事業の入札の在り方についてというテーマで質問させていただきたいと思っています。

小樽市新総合体育館整備事業についてですが、実施方針（案）、そして要求水準書（案）を見させていただきました。近年、小樽市の整備事業となると小樽市立病院があったかと思います。平成24年の小樽市立病院の入札関係の資料を見させていただきました。

まず、お聞きしたいのは、小樽市立病院の整備事業の入札が予定どおりに進められなかったと聞いておりますが、要因をお聞かせください。

○（病院）事務課長

小樽市立病院整備事業におきましては入札が2回不調となり、事業を予定どおりに進めることができませんでした。これは前年に起こりました東日本大震災からの復興需要が高まったことにより、資材の高騰や職人不足による労務単価の上昇といった急激なインフレ発生の影響を受けたもの、また、職人や重機の不足等により工事期限内に完成引渡しを行うことが困難であるとされたことが要因でございます。

○中鉢委員

不調が続きますと、この整備事業も国の補助金を活用したりすることもございますので、年度が替わってしまっ

たりすると整備事業自体が滞る可能性がありますので、ぜひともそのようなことがないようにしていただきたいと思います。

今回の小樽市新総合体育館整備事業につきましてはDB方式であります、小樽市立病院のときは、Bのビルドにつきましては、建設事業者単体もしくは市内のA1と呼ばれるランクの事業者とのJVとなっております。

今回の小樽市新総合体育館整備事業の建設構成はどのような形になっているのか、御説明ください。

○（教育）木村主幹

建設業務を行う者の要件につきまして四つ定めてございますけれども、特定建設業の許可を有していること、小樽市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登録があることという二つの要件につきましては、参加する全ての企業が有しなければならない要件としてございます。

また、過去15年以内に寒冷地で延べ面積1,000平方メートル以上の体育館または屋内スポーツ施設を施工した実績があることという施工実績要件と市内業者が1社以上含まれていることという二つの要件につきましては、参加する事業者のうち、少なくとも1社が満たさなければならない要件として設定しているところでございます。

○中鉢委員

今御説明いただきましたが、小樽市立病院ときは大手ゼネコンと小樽市内のA1と呼ばれるクラスの事業者が組んでJVを組まれた。

今回、市内の事業者が1社入るという部分は書いてあるけれども、クラスについて書かれていないのです。なぜそのような形になっているのかを御説明いただけますか。

○（教育）木村主幹

クラスの指定がないということにつきましては、先ほども御答弁させていただいた中に特定建設業の許可を有しているという部分は参加する全ての企業が有しなければならないとお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては、小樽市内であれば、現在7事業者が持っているものでございます。

小樽市立病院との違いの部分につきましては、私ども小樽市新総合体育館整備事業を進めるに当たって他都市の総合体育館とかプールの事例を参考としながら定めたものでありまして、12年ほど前の小樽市立病院の要件を持ってきて比較して定めたものではないということで、少し違いがあるとなっているかと思います。

○中鉢委員

事業者の構成部分で、下請についてはどのような表現になっているのかをお聞かせください。

○（教育）木村主幹

下請の部分につきましては、先日に公表をさせていただきました実施方針（案）の中に記載しておりますが、受注者である共同企業体から直接、業務を受託する下請企業には、可能な限り市内企業を使用するよう努めることを明記し、地元への配慮に努めたところであります。

○中鉢委員

今回の質問で一番主眼を置いている部分は、地元の大きい工事であるからこそ、どれだけ地元の事業者に仕事をってもらう機会をつくるか、地元にお金を落とすかという部分が大変重要であると考えての質問なのです。建設業界の実情としては、とにかく手が足りない。下請、サブ・コントラクターの方々も足りずに地元でやってもらうというのは、今は歓迎材料であると思います。今は実施方針の段階ですけれども、入札公告では、より踏み込んだ表現、具体的な数字での表現にしたいと希望するところであります。

加えまして、仮に、大手ゼネコンではなくて市内事業者が積極的にサブ・コントラクターの仕事を担っていただくとすると、事業者の体力というのは大手と比べますと弱いわけでございます。要求水準書（案）を読んでみると、年度ごとの支払いという部分がありましたけれども、加えてさらに細分化するような検討の余地があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

今後、事業者選定後の事業者へのお支払い方法についての質問だったと思うのですが、こういった内容につきましては、事業者選定後に契約書の中で定めていくことになりますので、実際にどのようなことができるかということもお示しできないのですが、本日の御意見を踏まえまして、前払い制度などもございますので、財政部とも契約締結の際には協議してまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

要求水準書（案）を見ておりますと、ほかに提案施設というのがありました。体育施設や設備に関する部分の詳細は書かれているのですが、付随する部分、売店やコインランドリーが例として挙げられていました。

これらについては議会でも過去に議論されておりましたが、具体的に売店、コインランドリーと書かずに提案施設とした理由についてお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

例として記載しましたコインランドリーといった例につきましては、あくまで例でございまして、市としてこれらをつくってくださいという意図ではございません。提案施設のイメージが湧くように例として記述したものでございます。

今回PPP手法を採用した中では、提案施設につきましては参加事業者に考えていただくことになりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○中鉢委員

今は建設業界というのが人手不足でございますので、ひとまず札が入ればよしとしなければならないというレベルなのかとも思っておりますので、分かりやすいシステムでの入札も考えていただきたいと思います。

あと、これは提案という形になるかと思うのですが、これから公共施設の整備が続いていくかと思います。我々もほかの自治体とかを視察しておりますと、市のイメージカラーというのがある自治体が多くございます。先般、私も自民党で視察させていただきました埼玉県春日部市は、藤の花が有名だということで、庁舎内、市議会だったと思いますけれども、フロアは全部、藤色というか、紫色でございました。これから公共施設を整備するに当たりまして、体育施設となるとなかなか制約もあるかと思うのですが、庁舎とかその施設に統一感を持たせる上でそのような検討がなされないかと思うのです。御意見を頂戴できればと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

本市におきまして、イメージカラーというのを過去に設定したことがあるかというのは確認することができなかったもので、恐らく、そういったものは現在はないのではないかと考えております。

また、今後そうした市のイメージカラーを定めていくといった動きが仮にありましたら、新総合体育館につきましては、建設が始まってからでも色等につきましては取り入れることが可能であると考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

みらいに移します。

○白濱委員

◎中学生の不登校生徒の進路と卒業後の就学・就労支援について

最初に、中学校の不登校生徒の進路と卒業後の就学・就労支援について御質問させていただきます。

今定例会の代表質問の中で、文部科学省の調査における不登校の定義については、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」とお聞きいたしました。年間欠席が30日以上経過している、断続的、継続的な欠席、その理由が、けがや病気、経済的な理由ではない、この3点が成り立っていると不登校と認識されます。不登校が長期化すると、ひきこもりとなるリスクが高くなり、学校復帰への道も遠のいてしまうものと思われます。

令和4年度の本市における中学校の不登校生徒119人のうち、不登校が長期化し、年間欠席が90日以上経過している生徒はいますか。また、把握されているのであれば、その人数をお示してください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

令和4年度の本市における中学校の不登校生徒のうち、欠席日数が90日以上の子生徒数は84名であります。

○白濱委員

今、計算しますと80%前後の方が90日以上経過しているということでお伺いいたしました。非常に多いという感じがいたします。

特に中学校3年生にあっては、中学校卒業後の進路や就労といった進路について大切な時期を迎えております。様々な相談に応じていかなければならないものと思います。

本市の中学校の不登校生徒の進学や就労などの進路に対する相談支援体制の現状について、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

不登校生徒の支援につきましては、組織的、計画的な個々の児童・生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であることから、各中学校では管理職、進路指導主事や担任などで構成する進路委員会で、卒業後の進路選択に向けた対応を検討した上で、担任などが学校や家庭において当該生徒や保護者と面談し、卒業後の進路に対する意向を踏まえ、情報を提供するなどして生徒や保護者がよりよい進路選択ができるよう支援しているところでございます。

また、市教委内に設置している登校支援室に通っている生徒には、教育支援コーディネーターや専任指導員が在籍している中学校と連携を図り、生徒と保護者と面談を行うなどして卒業後の進路に対する相談に取り組んでいるところでございます。

○白濱委員

その中で、家庭訪問の回数も教職員の時間不足の中で重なっていると思いますので、時間を割いていくことは大変かもしれませんが、困難を有する子供たちの健やかな育成のために取組をよろしくお願いしたいと思います。

学校においては、各関係機関と連携して生徒が社会とつながりを絶やさないように配慮することが求められているものと思います。また一方では、学校、家庭、地域、職域などの分野において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する就学または就業を支援すべく相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要とされているものと思います。

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない方、高等学校へ進学したものの学校に通えない方、中途退学した方などに対しての本市としての相談体制はどのようになっていますか、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

中学校時代に不登校の方が卒業し、進学や就職をしていない場合、また、高校に進学したものの不登校や中退してしまった方などに対する相談体制につきましては、福祉総合相談室「たるさぼ」が窓口となり、相談者の状況を把握し、課題解決に向けて必要となる支援につながるよう寄り添った対応をしております。

○白濱委員

例えば、通信制の高等学校への進学、放送大学の専科履修生、科目履修生や高等学校卒業程度の認定試験などを通じた多様な進学や就業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿は多様であることが望ましいものと思っております。不登校などの様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する方もいるものと思われま

す。

ここで、確認の意味を含め、お聞きいたします。厚生労働省が示す、ひきこもりの定義についてお知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

厚生労働省が示す、ひきこもりの定義ですが、厚生労働省のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによりますと、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭内にとどまり続けている状態（他者と交わらない形の外出はしていてもよい）を指す現象概念」といった状況を指すと定義されております。

○白濱委員

未就学、未就労の方が社会とつながりが希薄にならないように、また、社会的自立が困難にならないように相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿は、繰り返しになりますが、必要であります。

先ほどお答えいただきました、本市には、たるさぼがあります。たるさぼでは、先ほども御答弁いただきましたとおり、ひきこもり状態またはひきこもりに準ずる状態にある本人や家族からの相談を受けて、本人や家族の希望に添った支援や制度を紹介するほか、医療や福祉、就労など適切な関係機関と連携して必要な助言や支援を行うとのことであります。

たるさぼにおける不登校やひきこもりに対しての連携関連機関をお知らせ願いますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

たるさぼでの不登校やひきこもりの方への支援で連携している関連機関につきましては、基本的には相談者の状況によりまして必要な機関と都度連携しながら支援に当たっているところ です。例としまして、庁内では、こども未来部各課やこども家庭センター、保健所、教育委員会や学校、そして、ひきこもりの家族会とか相談会を主催している社会福祉法人といったところと連携した支援を行っているところ です。

○白濱委員

様々な機関と連携され、取り組んでおられるということでありました。

北海道では、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなど社会生活を営む上での困難を有する子供、若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、北海道子ども・若者支援地域協議会を平成23年11月に設置しております。同協議会では、各市町村においても、子ども・若者支援地域協議会を設置していただくよう働きかけを行っております。札幌市では、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会があります。また、石狩市では石狩市こども・若者支援協議会が設置されており、不安や悩みを抱えている子供、若者、御家族へ対応しているとのことであります。

いずれも子ども・若者育成支援推進法に基づいてのものと思われま すが、本市における子ども・若者育成支援推進法に基づいての対応についてお聞きいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

ただいま御質問のありました子ども・若者育成支援推進法に基づいての対応ですが、児童虐待につきましては子ども未来部が、いじめ、不登校につきましては教育委員会が、ひきこもりについては福祉総合相談室「たるさば」がそれぞれの相談者の状況に応じて、庁内外の関係機関と情報共有や連携を図りながら対応させていただいております。

また、今年度から実施しております重層的支援体制整備事業により包括的な相談体制を強化しておりますので、これまで以上に個別の課題解決に向けて適切な対応が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○白濱委員

何度も繰り返しますけれども、受皿はたくさんあったほうがよろしいかと思います。基本的には、全ての子供、若者の健やかな育成のために取組を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小・中学校の不登校児童・生徒の健康診断について

次に、小・中学校の不登校児童・生徒の健康診断について質問させていただきます。

今定例会の会派代表質問の中では、当日学校を欠席し、健康診断を受けることができなかった児童・生徒への対応については、後日、児童・生徒が登校した際に、学校で測定可能な身長、体重、聴力などの検査を実施、尿検査については2次検査を設定し対応、また、医師の診断が伴う検査については医師の確保など別日を設定することに課題があることからどのような対応ができるか、検討が必要との御答弁をいただきました。

また、本市においての不登校児童・生徒の健康診断受診率については、健診日当日に欠席した児童・生徒がその時点で不登校児童・生徒として扱うかどうか判断することが難しいということから、健康診断受診率の正確な算出は困難であると考えているとの御答弁でありました。

不登校児童・生徒の健康状態の把握についての対応については、学校が定期的に家庭訪問などを実施し、本人の様子を観察したり、保護者から聞き取ったりして把握に努めているとの御答弁でもありました。本市における令和4年度の不登校児童・生徒は、小学校で60人、中学校で119人と伺いました。

当該年度において、お示しいただいた児童・生徒の健康診断の全科目未受診者を各学校において把握しているのでしょうか、お知らせ願ひます。

○（教育）学校教育支援室南主幹

令和4年度においてお示ししました児童・生徒において、健康診断の全科目未受診者は、各学校にて把握しております。

○白濱委員

そうしますと、各学校で把握しているということでもありますので、教育委員会として、その数を聞き取って集計することは可能でしょうか、お尋ねいたします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学校から聞き取りを行って集計することは可能であります。

○白濱委員

本市ではありませんが、不登校児童・生徒の中には、成長期の大切なときに健康診断を受けられないことにより、背骨が曲がっていることに気がつかないまま成長し、20歳代になってから肩、腰のひどい痛み、苦しみに苦しむ、整形外科を受診したところ、側弯症と診断された方がおります。

側弯症は学校の健康診断の項目に入っており、健診で見つかっていればコルセットをはめることで矯正できたのに、骨格が固まった成人になってからでは背骨にボルトを入れるという難しい手術しか治療方法はないと言われたとのことあります。この事例からも、成長期に重大な健康リスクを見逃してしまうことがないようにすることが必要なことであると思ひております。

自治体によっては、家庭から学校へ提出される児童・生徒の保健調査票がありますが、本市においては、このように家庭から学校へ提出される児童・生徒の健康に関する調査票はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本市においては、両肩の高さに差があるなどの脊髄側弯症、体を曲げたりするときに痛みが出るなどの四肢の状態、その他、体で痛いところなど気になる箇所について保護者の方が記載し、各家庭から学校へ提出する保健調査票があります。

○白濱委員

ただいまお答えいただきました保健調査票の提出時期についてお伺いいたします。家庭から提出する時期は、いつ頃の時期になりますか、お答え願います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

保健調査票は、年度当初にお配りしまして、健康診断を受ける前までに皆様から提出していただくということになります。

○白濱委員

次に、不登校などの理由により、健康診断を受けていない児童・生徒に対する配慮や学校以外で受診ができるような支援についての質問に対しましては、未受診者の児童・生徒に対し、何らかの手だてを講じることは大切であると認識しており、今後どのような対応ができるか検討してまいりたいとの御答弁をいただきました。

そこで、学校教育法第12条についてお知らせください。また、併せて学校保健安全法第13条についてもお知らせ願います。

○（教育）学校教育支援室南主幹

学校教育法第12条につきましては、「学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。」となっております。

続きまして、学校保健安全法第13条につきましては、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」、第2項として、「学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。」となっております。

○白濱委員

学校医や学校歯科医による健康診断を受けられなかった場合、臨時健康診断や学校医や学校歯科医の医療機関での検査など、可能な限り健康診断の機会を設けていくことはすごく大切であると思っております。しかしながら、不登校児童・生徒の中には来校することが困難な児童・生徒も多くいることから、来校が困難な場合についての対応を検討する必要があると感じております。

不登校児童・生徒が学校医の病院や小樽市立病院など学校以外で受診できるような工夫や配慮し、支援していくことは、やはり重要と考えております。オンライン診療を用いた受診も今後、選択肢となり得るかもしれません。

さて、学校外で受診した場合の受診費用についての質問に対しましては、保護者の自己負担となるとの御答弁をいただきました。不登校児童・生徒が健康診断を受診できない現状に対して先進的な取組をしている自治体があります。大阪府吹田市では、フリースクールや市議の働きかけで2021年、学校での健康診断を受けなかった小・中学校児童・生徒に対して、学校外で受診を可能とする制度を発足させました。市内の医師会の協力の下、内科、耳鼻科、眼科をまとめて学校医となっている内科の医療機関で、しかも個別に保護者の自己負担なしで健康診断が受けられます。学校医でなくてもよいために自分の学校の子供と会うことを避けることもできます。

ちなみに、2023年度は受診していなかった人の約2割に当たる157名が受診し、予算は50万円余りとのことであります。

また、横浜市教育委員会によると、今年3月の市議会で複数議員からの質問を受け、市は不登校が理由で令和5年度に学校で健診を受けられなかった市立小・中学校の子供の数を調査、全科目未受診者は1,375人だったと判明し、横浜市教育委員会ではこの状況を課題と捉え、今後の取組は他都市の事例を見ながら方向性を検討するとのことでありました。

本市においての小・中学校の未受診者児童・生徒の健康診断について、学校以外で受診ができるようにすることと、学校外で受診した場合の受診費用について助成することについての見解をお示してください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

市教委といたしましては、健康診断未受診の児童・生徒に対して何らかの手だてを講じるということは大切であると考えておりますので、他都市の状況を研究するとともに未受診の児童・生徒につきましては、各小・中学校で実施する健康診断について、別の場所や別の日程で受診ができるかどうかなどを小樽市医師会や小樽市歯科医師会と協議してまいりたいと考えております。

また、不登校の児童・生徒につきましては、どのようにすれば受診が可能となるか、その方策について校長会と協議してまいりたいと考えております。

○白濱委員

◎新型コロナウイルス感染症について

続きまして、新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。

今定例会の会派代表質問で、新型コロナウイルス感染症の現状と感染予防対策についてお聞きいたしました。その中で、定点報告数から市内感染者の全数を知り得ることは可能であるのか、あるいは推測することが可能なのかの質問に対しまして、全数を知ることはできないが報告数の傾向や水準から市内の感染状況を推測することは可能であるとの御答弁をいただきましたのでお伺いいたします。

直近の週単位の数値の傾向から、市内の感染状況の均衡をお知らせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

ただいま市内の定点医療機関の報告数から市内の感染状況の推測についての御質問でございますが、全数報告を行っていた5類に移行する直前の傾向では、定点医療機関からの報告数をおおむね6倍することで全数に近い数になると考えております。この時点での傾向に基づけば、あくまで仮の数ではございますが、例えば、直近の35週の報告数では60人となっていますので、全数は約360人と推測されます。ただし、医療機関の受診状況は5類移行時と現在では異なるものと考えられること、定点医療機関報告数からの推計は大きな幅を持つと考えられることから、件数の扱いには留意が必要です。

現在の感染状況は5類移行後、最も報告数が多かったのが、昨年8月の第33週、第34週の113人なので、そこまでは至っていないものの、波がありながら先月第33週からは増加傾向であり、今後の動向に注意する必要があると考えております。

○白濱委員

市民としては定点報告数の数字だけでは本当に現状が分からないので、今のような御説明があると今後の予防対策の強化にもつながると思いますので、定点以外に何か周知の方法、国で定められていると思いますが、あればいいなとは個人的には思っております。

令和6年3月に小樽市感染予防計画が作成されましたので確認いたします。この計画作成以降、新型コロナウイルス感染症についての対応はこの計画に沿って対応されるということになりますか、お聞きいたします。

○（保健所）鳥居塚主幹

小樽市感染症予防計画における新型コロナウイルス感染症の対応との御質問でございますが、この計画は新興感染症があった場合を想定して立案されております。

現段階では、新型コロナウイルス感染症は5類感染症であるため、広く市民の皆さんに情報提供を行い、蔓延を予防する感染症としての対応を行ってまいります。

○白濱委員

5類感染症移行のクラスター発生状況や入院、治療をされた患者数も質問に対しての御答弁で知ることができました。厚生労働省の注意喚起判断の目安に、令和5年10月、北海道独自の指標が加えられ、1医療機関当たりの感染者数が30人を超える場合も加えることになりました。

新型コロナウイルス感染症の警報や注意報の基準の設定については、まだ先になるのということを御答弁の中でお聞きいたしました。同じ5類のインフルエンザの定点当たりの報告数が10を超えると注意報レベル、30を超えると警報レベルの開始、その後、10まで落ちると警報レベル収束ということになっております。

そこで、市民への周知の基準の目安についてお伺いします。

今後も週単位の定点報告によるものだけになりますか。また、本市独自の警報レベルの設定をするのでしょうか、お知らせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

周知の基準についての御質問ですが、現在のところ市で独自の基準を設ける予定はございませんが、市の感染状況が大きく拡大するおそれが生じた際には、国や道の対応を踏まえ、市としての注意喚起を行う方向で検討してまいります。

○白濱委員

今後も各取組をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎空き家対策について

まず、空き家対策について質問させていただきます。

平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後に認定された特定空き家等について、現在までに52件の認定、法に基づく措置を行った結果、13件の解消で現在39件との御答弁をいただきましたが、この52件の認定という部分で住宅、家屋以外にどんなものがあったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

特定空き家52件のうち、建物以外だけで認定した特定空き家等は1件ありました。

○白川委員

ほとんど住宅、家屋だったというところで理解しました。

空家等対策の推進に関する特別措置法ができてからの取組から見えた課題について、相続人が多数の場合は調査に多くの時間を要すること、全員の合意がなければ売却解体等ができないことのほか、所有者である企業が倒産した場合は措置を促せないことが挙げられると御答弁いただきました。

相続人多数の場合は長期戦になるということで理解していきまして、所有者である企業が倒産した場合というのは、手の施しようがなくて今に至ってしまっているのか、もしくはその後に何か対策を講じられたのでしょうかという

ところで、お答えいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

企業が解散した場合についてですが、清算人制度などを活用していくことが考えられますけれども、市の費用的な負担が出てきますので、あまり進んでいないという状況でございます。

○白川委員

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、管理活用支援法人に指定された地域のNPO法人などが所有者からの相談対応に当たる仕組みも設けられているということで、私も以前から例えば月1で家屋の空気の入替えを行ったりとか、所有者に空き家の状況を報告して、夏は草や枝の越境の防止とか、冬は屋根の雪下ろしなどを行うことで空き家の管理状態をよく、景観への影響もなく近隣住民にとっても安心・安全な空き家の保守管理代行サービスを導入してはどうかと考えていたのですけれども、実際、既にこの第2次小樽市空家等対策計画に近いことが記載されておりまして、「第4章 空家等対策の取組」の（2）空家等の適正管理対策の2項目めに「適正な管理に向けた情報提供」という項目があるのですけれども、御説明いただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

第2次小樽市空家等対策計画の30ページに記載がありまして、読み上げますと、「（2）適正な管理に向けた情報提供」、「空家等の所有者等が遠隔地に住んでいる場合や、突然、住宅を相続した場合などでは、空家等を適切に維持管理することが時間的・費用的に負担になり、放置されるケースがあります。このため、法で規定する所有者等の責務について改めて周知するとともに、所有者等が市外住居などで自らが管理できない場合のために、シルバー人材センターや不動産会社、警備会社など空家等の管理に取り組んでいる事業者、団体等と連携し、所有者等に対して適正な管理に関する様々な情報の提供に努めます。」と計画上は記載されております。

○白川委員

今、御説明いただいた部分というのは、市民への周知はどういった形で行われているのでしょうか。

○（建設）松原主幹

こちらの記述については、空き家ガイドブックというのを策定しておりまして、そちらの9ページに記載しております。

空き家ガイドブックについては、固定資産税の納税通知書に同封している空き家のチラシにも、このガイドブックのQRコードを載せて周知しております。

○白川委員

ちなみに現在の体制で、管理代行というのは何件ぐらいまで可能なのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

こちらの管理をお願いする会社というのは民間会社になりますので、具体的に何件ぐらいまで対応可能かというのは、こちらでは把握しておりません。

○白川委員

市民の方々も管理が大変だと思ったときに、すぐに情報提供できるような体制が望ましいと思っています。こういったガイドブックに載っていて、実際にお願いしてもそれがすぐにできない体制だったら、それがまた新たな放置の空き家を生んでしまう可能性があると思いますので、そういった部分の情報の共有はできていてもいいのかとも思いましたので、もし可能であれば、よろしくお願いします。

次に、小樽市空家等対策計画が策定される前の段階で、「小樽市空家等対策計画（素案）」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等での市民からの意見で、「空き家の解体について、家を解体すると土地の固定資産税が非常に高くなると危惧している市民が多い。しかし、地価が下がった現在は、家を解体したほうが土地と家屋をあわせた固定資産税より安くなる場合もある。資産税課で家屋を解体した場合の固定資産税を試算して市民に知

らせることができることを周知する。また、空き家の所有者が解体しやすい優遇策を国や小樽市の行政が策定すべきである。」との意見に対して、市がどのように回答されたか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

こちら、パブリックコメントの際にいただいた市民の皆からの市の考え方といたしましては、読み上げますと、「建物を解体すると土地にかかる固定資産税額は上がりますが、ご指摘の通り、家屋にかかる固定資産税額が無くなりますので、全体の固定資産税額が下がるケースもあります。資産税課では、建物を解体した場合の固定資産税額について、納税義務者等から求められた場合、試算しお知らせすることは現在も行っておりますので、その周知に努めます。また、空き家の除却・解体を促進する制度について検討します。」との記載となっております。

○白川委員

一応、確認した段階では、資産税課でやっていますということだったのですが、このサービスというのは今も行っているのでしょうか。

○（建設）松原主幹

この制度は、現在も行っております。

○白川委員

その周知方法について、どのように行っているのかをお聞かせください。

○（建設）松原主幹

こちらの周知方法につきましては、空き家ガイドブックの18ページに固定資産税に関する相談窓口として、財政部資産税課であることと、その連絡先を記載し周知しております。

○白川委員

建物を解体した場合の固定資産税額を試算するサービスというのは、管理不全空き家とか特定空家の発生予防につながる有効な手段として考えるのですが、例えば、1件試算するには依頼されてから報告するまでどのぐらいの時間を要するものなのでしょうか。

○（財政）資産税課長

お問合せの物件にもよりますが、1週間程度でお知らせすることは可能ではないかと考えてございます。

○白川委員

結構早く分かるのだなと印象を持ちました。

試算のサービスというものについて、先ほど空き家ガイドブックに掲載されていますと御答弁いただいたのですが、実際に空き家ガイドブック見てみて少し思ったのが、周知に努めるようにしてまいりますということが書かれていたのですが、空き家ガイドブックには結構、小さい字で、そこまで目立たない感じで書かれていたのも、このサービスもしっかりと分かるように掲載していいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○（建設）松原主幹

今、白川委員がおっしゃられたように空き家ガイドブックの10ページのところに、「空き家を解体した場合の税額等については資産税課土地係（内線247又は248）へ問合せください。」と記載しておりますが、もう少し分かりやすいような文字の大きさだとか、表現の工夫などを行っていきたいと思っております。

○白川委員

次に、令和5年の法改正によって、管理不全空き家等に対する対策が示されましたけれども、本市では管理不全空き家等の規定が新たに盛り込まれたことから、今年度中の認定基準策定に向けて作業を進めていると。認定基準の策定後は、まず空き家等の調査を行って、その基準に基づいて管理不全空き家等を認定し、指導、勧告の措置を行うという御答弁でしたけれども、大まかなスケジュール感があればお聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

まず、認定基準の策定は、基準の案を学識経験者などで組織されております小樽市空家等対策会議に諮問して答申を受けた上で年度内に庁内で決定し、基準を策定することで考えております。認定基準策定後は適宜認定を行っていきたいと考えております。この認定手順につきましても、小樽市空家等対策会議に諮った上で検討していきたいと考えております。

○白川委員

時間がかかりそうな印象を今、思ったのですけれども、その分しっかりと内容を詰めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家所有者や相続者が空き家の問題を先送りにしない、させないことに対する市の方策について、先ほどから何回も出ている空き家ガイドブックを配布しているほか、空き家相談会やセミナーなど様々な機会を通じて問題意識の醸成を図っているという御答弁をいただきました。

私自身、空き家の問題は代表質問でも申し上げたとおり、防災の観点からも非常に大事な部分だと考えておりまして、我が党でやっている会合でも党員の皆様に向けて空き家の問題についてお話をさせてもらったのですけれども、改めて心当たりのある方も出てきております。

そういった部分で意識の醸成につながる部分は、やはりそういった勉強会をやると出てくるのかと思っていました。本会議での御答弁では、引き続き、セミナーや相談会の開催を行っていくということだったのですけれども、形式や開催する時間帯についてお示しいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

セミナーにつきましては、司法書士の方などを講師として1時間程度、空き家にまつわる講義をしていただいております。

また、相談会につきましては、事前に相談内容の受け付けをして、その相談内容に合った行政書士や不動産業者の方を相談員として呼び出して、相談に乗っていただいております。相談は30分程度と考えております。

○白川委員

開催している時間帯は、例えば、日中か夜かは分かりますか。

○（建設）松原主幹

過去に行った相談会・セミナーの日時、曜日等なのですが、土曜日に行ったもの、時間帯については午後1時から開催して午後2時から相談会という時間帯になっております。

○白川委員

セミナーや相談会の開催後に参加者対象のアンケートで、アプローチをきっかけに自分の将来に対する意識が変わったと回答した方の割合が目標値で40%とのことだったのですけれども、この目標値に対してのお考えというのを聞かせいただけますか。

○（建設）松原主幹

参加された方の約半数の方が空き家を放置することによる弊害とか、問題の予防策などについて御理解いただいたということで、新たに認識していただき、成果があったものと感じております。

○白川委員

確かに、大事だと思います。

ちなみに、先ほど時間帯の話聞いたのですけれども、例えば日中に仕事をしていることから、そういったセミナーや相談会に参加できない方々もいると思うのですが、そういった方々に向けてのアプローチというのはどういう形で考えていらっしゃるのでしょうか。

○（建設）松原主幹

セミナー等に参加できない方へのアプローチということなのですが、随時セミナー以外にも建築指導課の窓口で相談を受け付けております。

また、空き家に関する各団体と協定を結んで、空き家等流通プラットフォーム事業というのを今年4月1日から開始しており、流通困難な空き家について各専門業者の方から助言、提案を受けることができるように行っております。

○白川委員

私はそこに行き着くまでの工程として1個あったほうがいいかと思っているものがあって、セミナーに参加したいけれども出られない人のためだったりとか、セミナーに行きたいけれども何か緊張して行けないという方々のために動画配信し、時間帯を問わずに見られるようにして相談を受けやすくする体制を築いてもいいのかと思うのですけれども、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

セミナーの動画配信ということなのですが、講師となられる方の肖像権などの問題もありますので、慎重に考えていかなければならないと思いますけれども、動画配信できるのかどうかというのを模索していきたいと考えております。

○白川委員

ここまでは制度からの話をさせてもらったのですが、空き家の問題については今まさに困っている方もいるわけです。昨年からいろいろ問題があって相談を受けている中で、今回お話ししたかったのが冬の季節に屋根の雪が敷地内に大量に侵入することがあって心配だという方がいらっしゃいます。管理されていない空き家の屋根に積もった雪が暖気によって急にたくさん落ちてくるということがあって、例えば、そういうことに気づいて市役所に連絡したのが金曜日の夕方、実際に対応してくれるのが週明けになってしまうのではないかという個人的な思いから、週末に自分のお金で業者を呼んで空き家の屋根の雪を下ろしたということがありました。

そういった心配な部分から、市に言えばやってくれることも自分でやってしまったという問題があったりすると思うのです。そういったことで、市が今できる対策というのをいま一度お伝えいただけますでしょうか。

○（建設）松原主幹

空き家の落雪などの管理というのは所有者の方が行うべきものでありますので、市へ御相談いただいても相手があることなので早期の解決が難しいということがあります。

また、空き家に関する相談は随時、建設部建築指導課において相談の受付をしておりますので、まずは電話でもいいので御相談いただければと思っております。

事前に現地の状況というのも、例年、落雪する建物というのもある程度は私どもで把握しておりますので、そういった事前に分かっているところについては、あらかじめコーンとか注意看板を現地に設置して落雪する前に市民の方へは注意を呼びかけております。

また、緊急的な御連絡ということになりますと市の代表電話にお電話いただければ、担当に連絡が来るような体制となっております。

○横尾委員

◎居心地がよく歩きたくなるまちづくりについて

私からは、居心地がよく歩きたくなるまちづくりについてお聞きしたいと思います。

一般質問でもさせていただきました。改めてですが、小樽市総合計画の中で市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組というところがある。もしかしたらそれに該当してくるので

はないかということで、この地域が挙げられている中で北運河地域というところに焦点を当ててお聞きした次第です。北運河地域は小樽駅前から歩いて行ける距離ですので、ここは、よく歩きたくなるまちづくりという観点を明確にする。そうすると、市民や観光客に伝わっていくのではないかとということで質問させていただきました。

そんな質問の中、夜間景観のお話をさせていただきました。夜間の滞在時間を長くするために夜間を楽しめる場所といったものをつくるというところでお聞きしたのですが、旧国鉄手宮線の夜間景観の創出などを検討するというのはどちらになるのか、改めて確認させてください。

○（建設）公園緑地課長

旧国鉄手宮線の整備に関わることにしましては、公園緑地課が行っていくものと考えてございますけれども、夜間景観や地域の回遊性の高まりについては、どのような方策がよいか検討していく際には、関係部署による全体の議論が必要になってくるものと考えてございます。

○横尾委員

整備は公園緑地課で、それがどういうふうになるか、夜間景観の分を含めては他部署も関わるのかと確認をさせていただきました。

今回この維持管理についてお聞きさせていただきました。市と一緒にやっていると思うのですが、旧国鉄手宮線は公園愛護会が結成されて維持管理されている。ここの公園愛護会となると、公園とは違うのではないかとということで特殊性についてお聞きいたしました。

答弁といたしましては、レールだとか枕木がある、作業しづらいとか、観光客などの歩行者が多い、作業は細心の注意が必要になるということが言われておりましたけれども、私も公園愛護会の活動とかを見ている中で思うのは、公園というのは住民だけが主に来るところで、旧国鉄手宮線は観光客の方もたくさんいらっしゃると思う。そうすると、いつ観光客が来るか分からない中で、そこを楽しみに来た方が、がっかりしないような体制を整えなければならないとなると、維持管理も普通の公園愛護会の方が活動するよりも頻度も多かったり、あと、どこに来るか分からないという部分では、細くて長いところですので結構な距離を全体的に維持しなければならないということで、これも特殊性なのかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、そのことも特性の一つとして認識しており、旧国鉄手宮線は重要な観光拠点として考えておりますので、除草回数もほかの公園と比較しまして最も多い3回実施しているところでございます。

現在、旧国鉄手宮線の草刈りは業者に委託して行っておりますけれども、業者への聞き取りにも人員が不足しており、スケジュール的にもなかなか難しいとの声もあり、回数を増やすのは困難な状況ではありますが、多くの方や団体とか公園愛護会として維持管理の活動に参加できる仕組みづくりを行うことが対応にもつながっていくのではないかと考えてございます。

○横尾委員

そうすると、一般質問のときにさせていただいたのですが、愛護会というのが1公園につき1愛護会という形になっているのか、ほかの団体が同じ場所で愛護会という形では関われない状況というのは課題ではないとお考えだったのか、改めて確認させてください。

○（建設）公園緑地課長

旧国鉄手宮線につきましては、延長が長いということもありまして、1公園を1愛護団体で行っているというのは、なかなか厳しい部分はあると思いますので、本会議の答弁で申し上げましたとおり、多くの方や団体は公園愛護会として維持管理できる仕組みなどについて、今後、調査・研究してまいりたいと考えてございます。

○横尾委員

公園愛護会としての維持管理の方法でいろいろな仕組みを調査・研究されるということでしたけれども、公園愛護

会の制度だけではなくて、ほかの公園は別としても旧国鉄手宮線の維持管理は別個で、同時並行で調査・研究されてもよいかと思うのですけれども、この提案はいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

まずは全体の公園の中での検討というのは行っていくのですが、その中でなかなかいい案というものがなければ、国鉄手宮線独自の案というのも考えていってもいいかとは考えてございます。

○横尾委員

先ほど言った特殊性もありますので、その部分は検討されてもいいのかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

一般質問の中でもさせていただきました旧国鉄手宮線の活用計画というのがあって整備されたと思うのですけれども、その活用テーマというのが「まち・ひと・ときをつなぐ」だというお話もさせていただきました。「まちをつなぐ」、ここで想定されたのは市民が集う、観光客が楽しむ堺町、昔ながらの姿が残る北運河、あと小樽市総合博物館などをつなぐということ。「ひとをつなぐ」、市民が憩い楽しみ、観光客も訪れ、市民と観光客の交流が生まれるということで、ここが本当に居心地がよく歩きたくなるまち中を目指す取組が、本当にここにつながっていくのではないかという思いで質問させていただいたのは繰り返し言わせていただきましたけれども、この歩きたくなるまちづくり、ウォーカブルシティの話をさせていただきました。

ここの推進都市の部分で、ぜひ申請してはというお話をさせていただきました中で、今は要件に該当する取組はないとのことでした。私は、今後、取組が必要になるのではないかということで、取り組んでいる他都市の名前も例で挙げておりました。

ウォーカブルシティに関する取組、要件に該当する取組をする場合は、公園緑地課、もしくは建設部だけで行うものではないのかということを確認させてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今、居心地よく歩きたくなるまちというところで申しますと、建設部だけではなく、全庁的な議論といったものが必要になると考えてございます。

○横尾委員

様々な部分に関する大事な観点の計画なのかと思いますので、そういったほかの部署も必要だということが分かりました。

旧国鉄手宮線ですけれども、市で活用テーマを決めて、整備計画を策定して整備してきたかと思います。その整備や活用の効果などの検証、分析というのはされてきたのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

計画における分析、検証につきましては、旧国鉄手宮線の整備後の回遊性などについての分析は行っておりませんが、本会議で答弁したとおり、整備後の当該施設周辺の土地利用やニーズの変化が起きておりますので、地域の回遊性を高める関係についてどのような方策がよいかについては検討してまいりたいと考えてございます。

○横尾委員

この質問をさせていただいたのは、北運河と旧国鉄手宮線のエリアがいろいろ魅力づくりに取り組んでいらっしゃるということで聞きました。この旧国鉄手宮線も整備完了から一定の年数が経過しているので、さらにここをよりよくすることで、もっと効果が出るのではないかという思いでやらせていただきました。

今ある小樽市の財産をよりよく効果的に最大限の魅力を引き出すことというのが、やはり、私、議員として取り組んでいるテーマでもありますので、しっかり検討も進めていただきたいと思います。

最後に、この検討を進めるのも、やはり建設部だけではなくて全体的な様々な部署が取り組む形になるのかだけ確認させてください。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、関係部署の全体的な協議になるものと考えてございます。

○横尾委員

ぜひ一つの観点としていろいろ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎スクールロイヤーについて

続きまして、スクールロイヤーに移りたいと思います。

スクールロイヤーも一般質問で確認させていただきました。その中で確認したいことがありましたので、お聞きいたします。

スクールロイヤーが市教委を通して道教委に申請するということのデメリットもあるというお話もさせていただきました。その答弁の中では、学校から市教委にスクールロイヤーの活用の相談があった際には迅速に手続が行われるように事前に連絡したりだとか、申請書の作成を支援するなど行っているというお話がありました。

手続は早くなるような支援をしていると思うのですが、実際に現場では、もう大変な状況で、手続の相談から始まると思うのですが、手続前も含めて実際に現場から弁護士に相談に至るまでの時間というのを短縮するような工夫はされていますか。

○（教育）教育総務課長

申請手続に至るまでの時間の短縮につきましては、市教委といたしましては、まず毎年スクールロイヤー制度が行われていることを学校に周知しているとともに、スクールロイヤー制度について、申請を行う際には申請書に記載する内容等として、相談したい事案の関係者や経過、相談したい内容などを記載することとなっております。こちらは一定程度の整理がついておりませんと時間がかかるとは思いますが、市教委といたしましては、日頃から学校が保護者等から相談を受けた際には、学校において相談記録を作成するように指導していることもございますので、申請書を作成する際には、こういったものの中から必要な内容を転記することで申請作業の短縮にもつながっていると考えております。

○横尾委員

しっかりと対応していただいているということですので、改めてもう一つ確認させていただきます。スクールロイヤーは市教委を通さなくても事前に道教委に問合せや相談が可能となっていることは、各学校にはしっかり周知されていますか。

○（教育）教育総務課長

道教委のスクールロイヤー制度につきましては、学校における働き方改革の一環として行われているものでありまして、道教委が作成している働き方改革通信でスクールロイヤーを紹介する際にも、電話等での問合せができることが記載されておりまして、こちらにつきましては、道教委からの通知やチラシと一緒に各学校に配布しているところでございます。

ただ、今、横尾委員からもお話がございましたことでもありますので、こちらについては改めて周知してまいりたいと考えております。

○横尾委員

伝えているというのと伝わっているのとは、少し違う部分があることを再三、私からも言わせていただいておりますので、現場で知らなかったとか、分らなかったということがないようにお願いしたいと思います。

あと、対応者のケア、こういった不当要求行為等に直接、遭ってしまった対応者のケアについても確認させていただきましたけれども、管理職が対応する場合の対応については答弁いただけていなかったかと思います。

管理者が実際に対応者になった場合の対応についてはどのようにになりますか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

学校から保護者への対応について対応者が管理職となり、市教委から相談があった際には指導主事が学校訪問して指導、助言するなど対応しており、学校のみでの対応が困難になった際には、学校や保護者が抱える困難なケースに対して福祉保険部などの関係機関と連絡を図りながら対応する役割を担っておりますスクールソーシャルワーカーを派遣して学校と保護者との話し合いに同席したり、保護者と直接連絡を取って相談を受けるなどの対応をしているところでございます。

○横尾委員

もう一つ、市教委が派遣するスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることが可能というお話でしたが、それ以外「等」というような言葉が今回なかったので、実際にそういった対応だけなのか、ほかにもケアの部分で何かあるのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室長

答弁させていただいたように、学校に市教委として派遣するスクールカウンセラーがいるのですが、心のケアとしましては市教委の主体事業ではありませんが、北海道教育委員会、公立学校共済組合北海道支部が実施しております、こころの健康相談事業というものがあまして、その中では、こころの健康相談ということで、電話での相談、もしくは医師による面談、相談ということも実施することができるようになっております。

○横尾委員

一般質問の最後の部分で道教委に対して私は代理人としての対応の要望があったということで、道教委に対する相談体制の充実等について要望してまいりたいという答弁がありましたけれども、これを明確にしていきたいと思うのです。

相談体制の充実等というのは、実際に私が言っているこの代理人としての対応も含めている話なのかどうか、確認させてください。

○（教育）教育総務課長

一般質問でも教育長から御答弁させていただきました内容といたしましては、私ども現場の学校から本制度を活用した際に代理人として対応してもらいたいという要望が、うちにも寄せられておりますので、道教委に対してはこちらも含めて要望してまいりたいと考えております。

○横尾委員

スクールロイヤー制度を利用するに当たっては、実は比較的ハードルが高いのではないかと私は思っていたりします。それは、制度の周知がしっかりされること、そして、法務相談となる事例の周知というのも非常に大事かと、どういうものが該当するのかというところが分かっていないと、現場で苦しんだまま我慢できなくなるまでそういった相談ができないとなってしまいます。

あと、先ほど答弁でもいただいていた市独自の基準だとか手引の作成といったものも必要になると思います。これからの未来を担う子供たちに関わる教職員の方々ですので、そういった方たちがしっかりと働ける、また、子供たちに関わるような体制を取っていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎小児救急について

まず、小児救急について質問したいと思います。

最初に前置きしておきたいと思うのは、この質問で、ある団体がとか、ある個人が悪いとかということをやるともりは全くなくて、犯人捜しをするつもりも全くなくて、その上で市ができることは何だということに関して質問したいと思います。

実は、この小児救急について聞きたいと思ったのは私の子供の話なのです。先日、午前中に熱中症の疑いで部活動を帰された。その後、経口補水液などを飲んで元気になったのです。普通に御飯も食べて、そうしたところ、夜間になって突然38度7分の熱を出しました。そのときには少し様子を見なければならないということと、まずは脇の下を冷やして、その上で少し様子を見ようと言って、できればポカリスエットなどをできるだけ飲むようにという形で見ていたのですけれども、そのうち、うわ言を言うようになって全く歩けない状況になってしまったのです。

それで、私の妻が知り合いの看護師にどうしたらいいだろうということで聞きました。そのときに言ったのが、熱は38度7分でそれほど高いわけではない。ただし、意識が大分混濁していて、全然もう自分のことが分からないような状態だったと。身体は全体が真っ赤で、唇だけが真っ白いという状況でした。それで、自力で水などを飲むことはもうほとんどできていないという状況です。汗が全く出ていないのです。真っ白い、真っさらの状況になっているということを知り合いの看護師に話をしましたところ、その看護師はそれを救急適用になるケースだけれども、念のため、北海道がやっている救急の相談の電話があるから、そこに電話してみてもどうかというアドバイスしたそうであります。それを聞きまして、早速、北海道の小児救急か、ただの救急か分からないのですけれども、相談するところに電話したところ、それは直ちに救急適用ですので救急車を呼んでくださいという形で言われて、救急車で搬送されました。

その際、救急隊員の方からは、もしかしたら、小樽市夜間急病センターに搬送ということもあり得るかもしれないので、もしそうであれば御了解いただけますかと言われましたので、ああ、そうかと、何となくぴんとはきたのですけれども、分かりましたということで、結局は小樽市夜間急病センターに行く形になりました。

小樽市夜間急病センターに行ったときに、ドクターからは、立てますかと言われて、息子が何とかよろっと立ったそうです。そうしましたら、少し口を見せてと、何か赤いポツポツがあるねと、何かの感染症だろうから、まずはお母さん、熱冷ましとか何かは家にあるかと、コロナールならありますと答えるとそれならコロナールを飲んで様子を見てくださいと言われたそうなのです。

そのときに妻が、「先生、ヘルパンギーナでしょうか」と話したところ、「僕は分からない、こういうときは、札幌市だと7,000円、救急車の料金を取るのだよねと。お母さん、こういうときはお金を取られるのだよと。こんなぐらいのことで救急車を呼んでは駄目だよ」と言われて帰されたという話です。

その後、深夜に言われましたのでコロナールを飲ませましたけれども、39度8分まで熱が上昇しまして、全く眠れない状況の中で、明け方を迎えて、かかりつけである小樽協会病院に電話したところ、直ちに来てくださいという形で言われて、そして隔離室に入って、まず新型コロナウイルス感染症の検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の陽性が見つかりました。

ただ、そのときに、小樽協会病院のドクターも来たのですけれども、小樽市夜間急病センターの対応というものは理解できないと、一歩間違っていたら大変なことになっていたよと言われて、赤いポツポツはないです、明らかにこれは熱中症の脱水による重症のパターンですということを言われました。その後、点滴を受けて劇的に回復して、昨日、退院したのです。

そこでお伺いしたいのが、今、救急適正化などと言われてはいますけれども、小樽市で救急車を呼んだら7,000円が取られるということはある話なのではないでしょうか。まず、それをお伺いしたいと思います。

○(消防)救急課長

救急車を呼ぶことにかかる費用につきましては、本市では救急車を呼ぶなど救急車を利用することでお金がかかることはありません。

○酒井委員

ちなみに、これは分かっているだけでいいのですけれども、札幌市で取っている例があるかどうかは承知されていますでしょうか。

○(消防)救急課長

札幌市消防局としましては、お金を取るということはありません。

○酒井委員

そうです、取っていないのです。私が知る限りで言えば、三重県松阪市が入院に至らなかった場合の救急に対してのお金を徴収するということを昨年からはじめたというのは聞いているのだけれども、それと混同されたのか何か分からないのですけれども、私はすごくびっくりしたのです。

ここで、今、救急車を不適切に利用するといったケースが多くて、救急車を適正に利用してくださいということが言われていますけれども、不適切な例というのは、どのようなものが挙げられるのでしょうか。

○(消防)救急課長

本市における救急車の不適正な利用の事例につきましては、鼻血が止まらない症状、しゃっくりが止まらない症状、鼻に入れたティッシュが取れない状況など、自力で歩くことができ、急を要さず、救急車以外の手段で病院受診ができる事例がありました。

○酒井委員

様々なことが言われたわけなのですけれども、今回、私が救急車を呼んだ例について、やはり小樽市夜間急病センターのドクターが言ったとおり、不適切な救急車の要請だったのでしょうか。

○(消防)救急課長

委員が示された例につきましては、高熱で意識が混濁している症状とのことです。救急車の適正利用として市のホームページで例示している「保護者が見ていつもと違う場合、様子がおかしい場合」に該当することから、不適正な救急車の利用には該当しないと考えております。

○酒井委員

ここで少し気になったのが、救急隊の皆さんが様々な病院があるように言って、それでも見つからない場合には小樽市夜間急病センターに搬送する場合がありますということで同意を求められたのですけれども、実際に私の妻が救急車に同乗したわけなのですけれども、その中で話を聞きますと、ほかの病院を要請していたということはなかったのです。いろいろな中での、もう最後の選択肢、ラストチョイスだったと私は思ったのだけれども、実際にはそれしかなかったのです。

まず、実態についてどうだったのかということを示していただけますでしょうか。

○(消防)救急課長

本市での夜間における一次医療機関で対応できるような症状の小児救急の搬送先につきましては、小樽市夜間急病センターとなっておりますが、持病により、継続治療を受けているなどの事情がある場合は、小樽市夜間急病センター以外の病院へ搬送することもあります。

○酒井委員

ほかの場合もあるということで少しは安心したわけなのですけれども、実際の運用では、ほかの病院を探すということにはなかったわけなのです。

ところで、小樽市夜間急病センターでまともな診察、問診などもされず、当然、処置もされずという形で、結果

として入院という事態になったわけでありますけれども、保健所としてこういった所感をお持ちになるのでしょうか。

○（保健所）渡邊主幹

個別の事案における医師の判断にお答えするということはできませんが、子供を心配される保護者が安心できるようにするということは大事なことでと考えております。

○酒井委員

ところで、小樽市夜間急病センターについては指定管理となっていると思うのですが、今の指定管理者は一体、誰になるのでしょうか。

○（保健所）渡邊主幹

現在の指定管理者は、一般社団法人小樽市医師会となっております。

○酒井委員

小樽市医師会ということでありました。しかし、見てくれたドクターは小樽市で開業しているドクターではなかったようであります。

ところで、指定管理の期間は、ほかの指定管理施設においては結構、長い期間になっているところかと思うのですが、たしか私の記憶する限りでは1年だったと思うのですが、なぜ1年となっているのか説明していただけますでしょうか。

○（保健所）渡邊主幹

医師の安定的な確保を長期にわたって見通すことが難しいなどのことから、指定期間を1年にしたいという要望に基づくものでございます。

○酒井委員

そうしたら、その指定管理者は小樽市夜間急病センターについてどうなろうと思っているのか、そういった意向については伺っておりますでしょうか。

○（保健所）渡邊主幹

意向は伺っておりませんが、運営は継続していただけるものと考えております。

○酒井委員

運営は継続されることでありますけれども、質問するに当たってグーグルの口コミなどを見たのです。まさに私が経験したのと同じ状況だったのです。患者を患者として見ていないという話など出てきていまして、いや、これは本当にまずいぞと。一般的な小児救急がピンチになっているというのは、テレビなどではよく聞いているのだけれども、他人事なのです。自分のことになると、本当かと思って、医師はいるのだけれども、何一つ対応してくれない。対応してくれないどころか、間違った対応される。熱中症にコロナールを飲ませるなどあり得ない話なのだけれども、それを普通にやれというようなことも言うてくるという、私はもう害でしかないと思ったのです。

ここで市長にお伺いしたいのが、小樽市の小児救急は、本当に自信を持って、胸を張って、きちんとやっていますから安心してくださいと言える状況にあるとお思いでしょうか、伺います。

○保健所長

市長にということでございましたけれども、保健所長が代わって答弁させていただきます。

小樽市の小児救急体制の維持というのは、行政にとっても大変重要な課題であると考えております。小樽市内の小児救急体制を確保していくためには、疾病や症状等に応じた医療が適切に提供されることが重要であり、初期救急を担う小児科を標榜する医療機関や小樽市夜間急病センター、また、二次救急を担う小樽協会病院などが相互に緊密な連携を図って個々の患者に対応していくということが大切であると考えております。

今回、御質問の中でお話しされました事例につきましては、このシステムの問題であるのか、あるいは個別のドクターの対応に問題があるのかといったことも含めて、小樽市夜間急病センターを運営する小樽市医師会にお伝え

して、一緒にどのような対処が望ましかったのかということを考えてまいりたいと思います。

○酒井委員

これを機会にして、こういった夜間体制や小児救急の在り方ということを含めて、しっかりとこれまで以上に考えていくということが私は必要になるのではないかと考えています。

小樽市夜間急病センターがあるというだけで、質が全く確保されていないという状況であれば、あったとしても、診察もしてくれない、処置もしてくれない、ただ帰されるだけのものを持っていてもしょうがないと思うのです。引き続き、小樽市医師会は担ってくれると言うけれども、根本的なことというのは、やはり考えていかないと。誰かが引き受けないといけないと思うのです。ぜひ、そういった根本的な解決に向けて、これまで以上に考えてほしいと思うのですけれども、伺いたいと思います。

○保健所長

市におきましては、小児救急医療体制の維持のために、これまでも在宅当番制の確保に支援を行いますほか、小児救急医療の中心となる小樽協会病院への補助、あるいは小児科医確保に向けた大学への要請などを行ってきたところでございます。

救急医療を取り巻く情勢は今後も刻々と変化してまいりますので、機を逃さずに関係機関団体との協議を継続してまいります。

○酒井委員

これを機会に、本当にグーグルの口コミなども実際に皆さん御覧になっていただければと思います。全てが全て正しい情報ではないかもしれませんが、かなり生々しく書かれているのです。やはり、子供を持つ親として、安心して受診することができるようなものというのがないと本当に困ったことになると思いますので、ぜひともその点についてはよろしくお願い申し上げます。

◎保育所について

続いて、保育所についてであります。

この保育所について、幼稚園と保育所は性質が違う。その中で、幼稚園が代替することができるとお考えかという松井議員の質問に対しまして、幼稚園において預かり保育制度を活用した場合、保育所と同等の預かり時間を確保できることから代替になり得ると考えておりますと力強く答えているのです。

代替になり得ると言ったこの真意について、まずお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

代表質問の答弁の繰り返しにはなるのですが、幼稚園において預かり保育制度を活用した場合、時間の観点からいきますと保育所と同等の預かり時間を確保することができるとなりますので、制度上は代替になり得ると考えております。

○酒井委員

ということは、私は子供を保育所に預けておりましたけれども、月曜日から金曜日まで午前7時20分から午後6時まで、場合によって遅くなる場合には延長保育で午後7時まで預けられるということを確認してよろしいでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

国の制度であります一時預かり事業（幼稚園型）なのですけれども、こちらを活用すれば保育所の保育時間と同等とすることは可能と考えております。

○酒井委員

同等と言っているわけではないのです。月曜日から金曜日まで午前7時20分から午後6時まで延長保育を利用すれば午後7時までできますかと言っているのですけれども、それならできるのですか。

○（こども未来）阿達主幹

可能であると考えております。

○酒井委員

こども家庭庁のホームページを見ますと、そのようなことは書かれていないのです。一時預かり事業についてと
いうことで見ますと、例えば中身については、いろいろなストレス発散のためには一時的に預かってもらうとか、
買物に行くときのために預かってもらうとかという形で書かれていて、フルで使えるなどということは一つも書か
れていないのですけれども、そういった根拠は本当にあるのですか。それでしたら、一時預かりではないです。

○（こども未来）阿達主幹

今御紹介した制度は一時預かり事業（幼稚園型）という制度です。現在、小樽市内の幼稚園で実際に活用してや
られているところがないものですから、あまり知られていないとは思いますが、そういった制度があるというこ
とは我々も今、確認しておりますので、そういったことで御答弁をさしあげているところでございます。

○酒井委員

そもそもこうした保育所と幼稚園が何で違うのかとなったら、もともとの保育が必要か、必要ではないかという
ことについてが極めて重要なことだと思うのです。基本的には、幼稚園というのは保育の必要はないという形であ
って、保育所は保育の必要のある方と保育の必要がない方という方が混在していると私はなっていると思うのです。

それでも、大体なり得ると強弁されるということでありますけれども、すごく私は問題だと思っております。も
し、それが可能だったら、働いている母親たちは、みんな幼稚園に行きます。何でやられていないのかといたら、
小樽市でやられていないことをそもそもやられるかのように話すというのは、私はとてもフェアではない話だと思
っています。

次に、同じく保育所でありますけれども、保育所としてやってきたところからもよく意見を聞くべきだと思うか
という質問に対しまして、公立保育所及び認可保育所等からも市内の保育の受皿に関する意見を伺ったところであ
りますということですが、具体的にどういった意見を伺ったのでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

意見聴取につきましては、今年6月に公立と民間の全ての保育所、認定こども園、幼稚園の施設長宛てに、文書
をもって意向調査したところであります。

内容につきましては、小樽市子ども・子育て会議による意見書の中で特に特徴的な部分、公立保育所の中でも老
朽化した手宮保育所、最上保育所の今後の在り方についてはどう考えますかと。それから、実際に意見聴取した施
設自体の将来像についてもお尋ねしております。

○酒井委員

園長に話を聞きましたら、そんな具体的な話はされていなかったというのです。そのときにむしろ強調されてい
たのは、保育所の対応についての部分がかなりの部分を占めていたと。そのときに公立保育所についての意見を求
められることも確かにあったのだけれども、そこでは公立保育所は公立保育所としての役割があるのだから必要性
はあるのではないかという意見を出したという話でした。この市内の保育の受皿に関する意見ではないですね。

○（こども未来）阿達主幹

今年6月に文書で各施設宛てに意向調査したときには、今お話ししています在り方についての意向調査と、それ
から、こども誰でも通園制度についての活用の意向なども一緒に調査したものですから、恐らく今御紹介いただい
たようなお話になったのかとは思っています。

我々は、小樽市内全体の保育所等の今後の在り方を現在検討しておりますので、それを検討の材料にするために、
全施設になるのですけれども、各園が今後、将来にわたってどのような運営の方針であるかと、規模をそのまま継
続していくつもりなのか、それとも規模の縮小等も考えているのかといったこともお聞きした上で、現在、市内全

体の在り方を検討しているところであります。

○酒井委員

何となくアリバイづくりのような気がします。ある園長にお話を聞きましたら、そんなことではないよというお話をされていたので、私はすごく違和感を感じました。

ところで、保育所について、手宮保育所と最上保育所の存続の署名が集められたということでもありますけれども、市長の答弁では、本市の子育て支援を決して後退することがないよう様々な観点から検討してまいりたいという話でありますけれども、この本市の子育て支援を決して後退させることがないというのは、一体どういうことなのか。

手宮保育所、最上保育所を潰したとしても後退はしないのだということもあり得る話なのか、様々な観点から検討してまいりたいというのだけれども、どういった観点なのか、改めて御答弁いただけますでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

我々が現在、考えているところでは、保育所等の入所希望にしっかりと応えていくこと。あるいは障害のある子供なども受入れができる体制の整備もしっかりしていくこと。あるいは、今後、予定されています、こども誰でも通園制度などにしっかり対応できることといった必要な保育を適切に提供することが大変重要であると考えております。

○酒井委員

結局、これまで日本共産党も否定してきたことをやることによって、子育て支援は後退していないという話でありますけれども、保育所がなくなって子育て支援は充実しています、誰でも通園できますという制度など、それでは選ばれるまちにならないと私は思います。改めて、こうした市内の保育所の在り方というものについては、これからもしっかりと考えていただきたいと思っております。

◎放課後児童クラブの民間委託について

次に、放課後児童クラブの民間委託であります。

新規に雇用される職員の給与について、転籍する職員に準じるよう求めてまいりたいと考えていますとありますけれども、こうしたことができる担保というのは果たしてあるのでしょうか、お答えください。

○（こども未来）阿達主幹

人件費につきましては、現給保障となります転籍する職員に準じる形で支給するように業務委託仕様書で定めることを想定しておりまして、実績報告の中で正しく支給されていることを確認してまいりたいと考えております。

○酒井委員

◎ごみ収集車の体制について

ごみ収集車についてお伺いしたいと思います。

これについては、ワンオペになっていることについて、法令等には規定はないから、そのこと自体に特段問題はないと言っているけれども、私はやはり、ワンオペにならないのが難しいのであれば、適正な安全装置などをつけるということが求められると思うのですけれども、これについて小樽市のお考えをお伺いします。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、ワンオペで車両を運転していることにつきましては、代表質問でも市長に答弁いただいたように、業務自体について許可業者で業務内容、それから収集する廃棄物等の種別を判断し、そのときに応じて人数を配置していると考えておりますので、その部分について問題はないとお答えいたしました。

そして、これからの安全装置につきましては、今もこのような事故が全国でも起きておりますので、国土交通省が定めている道路運送車両の保安基準によっていろいろな安全装置、皆様も御存じのとおり、サイドアンダーミラー、後退時車両直後確認装置、つまりバックモニター、あと、側方衝突警報装置、衝突被害軽減ブレーキなど、これからそういうものを義務づけられるような形になっていきます。

まず、新型車両につきましては、先ほどの代表質問でもお答えしたように、サイドアンダーミラーにつきましては全車に既に義務づけられておりまして、バックモニターにつきましては、新車については既に義務づけられておりまして、継続生産車両については、今後、義務づけられていく予定となっております。

そして、これについて答弁でもお答えしていますとおり、小樽市の許可業者の85台中27台についております。側方衝突警報装置、今回のような事故で、サイドに障害物とか子供とかがいった場合に警報を鳴らしてくれる装置についても、既に新型車両については義務づけられておりまして、継続のこれから生産される車両については今後、義務づけられる予定になっておりまして、今回調査した結果の85台中5台にそれがついておりました。

あと、衝突被害軽減ブレーキについては、義務づけはこれからになっていくのですが、これからそういうものも義務化になっていくのではないかと考えております。

この装置については、今回、聞き取り項目に入れなかったものですから、車両についているかどうかは不明となっておりますので、ただ、このように新しい車両についてはそういう義務化になるのですが、既にある車両については義務化の対象外となっておりますので、今後の許可業者に対して責任を持って導入を図っていただくようお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。